

(第二類 第九号)

第百十三回国会 衆議院 税制問題等に関する調査特別委員會議録 第十五号

昭和六十三年十月二十六日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 加藤 六月君 理事 海部 俊樹君

理事 瓦 力君 理事 羽田 孜君

理事 藤波 孝生君 理事 加藤 万吉君

理事 村山 喜一君 理事 二見 伸明君

理事 米沢 隆君

理事 甘利 明君 池田 行彦君

理事 片岡 清一君 岸田 文武君

理事 志賀 節君 鈴木 宗男君

理事 田原 隆君 谷 洋一君

理事 玉沢 一郎君 中川 昭一君

理事 中川 秀直君 中島 衛君

理事 中西 啓介君 中村 正三郎君

理事 西田 司君 野田 毅君

理事 葉梨 信行君 浜田 幸一君

理事 原田 憲君 堀内 光雄君

理事 松田 九郎君 宮下 創平君

理事 村山 達雄君 山口 敏夫君

理事 山下 元利君 伊藤 茂君

理事 菅 直人君 坂上 富男君

理事 中村 正男君 野口 幸一君

理事 細谷 治嘉君 山下 八洲夫君

理事 草野 威君 小谷 輝二君

理事 坂井 弘一君 坂口 力君

理事 宮地 正介君 吉井 光昭君

理事 安倍 基雄君 岡田 正勝君

理事 玉置 一弥君 児玉 健次君

理事 正森 成二君 矢島 恒夫君

出席國務大臣

内閣総理大臣 竹下 登君

法務大臣 林田悠紀夫君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

厚生大臣 藤本 孝雄君
運輸大臣 石原慎太郎君
労働大臣 中村 太郎君
建設大臣 越智 伊平君
自治大臣 梶山 静六君
自衛大臣 高島 修君
国務大臣 高島 修君
国務大臣 内海 英男君
国務大臣 内海 英男君
人事院総裁 内海 倫君
人事院事務総局 森園 幸男君
任用局長 紀 嘉一郎君
総務庁長官官房 増島 俊之君
審議官 加美山利弘君
審議官 長 百崎 英君
総務庁行政官 公文 宏君
局長 片桐 久雄君
国土庁土地局長 根来 泰周君
国土庁長官官房 長 恭助君
法務省刑事局長 篠沢 勝君
大蔵省主計局長 水野 勝君
大蔵省理財局長 吉川 共治君
大蔵省理財局長 松田 篤之君
官 大蔵省理財局長 角谷 正彦君
官 大蔵省理財局長 伊藤 博行君
大蔵省証券局長 末次 彬君
国税庁次長 伊藤 博行君
厚生大臣官房総 務審議官 多田 宏君
厚生大臣官房老 人保健福祉部長 安君

委員外の出席者

厚生省児童家庭 局長 長尾 立子君
厚生省保険局長 坂本 龍彦君
厚生省年金局長 水田 努君
社会保険庁運営 部長 土井 豊君
運輸大臣官房国 有鉄道改革推進 部長 丹羽 晟君
総括審議官 清水 傳雄君
労働大臣官房長 甘粕 啓介君
労働大臣官房政 策調査部長 岡部 晃三君
労働省職業安定 局長 竹村 毅君
労働省職業安定 局長 高橋・障害者 対策部長 牧野 徹君
建設大臣官房長 建設省道路局長 三谷 浩君
建設省住宅局長 建設省住宅局長 伊藤 茂史君
自治省行政局長 自治省行政局長 木村 仁君
自治省行政局長 自治省行政局長 浅野大三郎君
自治省税務局長 自治省税務局長 湯浅 利夫君
地方行政委員会 調査室長 大嶋 孝君
大蔵委員会調査 室長 矢島 一郎君

委員の異動

十月二十六日

辞任

小沢 辰男君

山口 敏夫君

伊藤 茂君

川崎 寛治君

補欠選任

中島 衛君

松田 九郎君

細谷 治嘉君

菅 直人君

同日

辞任

中島 衛君

松田 九郎君

菅 直人君

細谷 治嘉君

吉井 光昭君

岡田 正勝君

児玉 健次君

補欠選任

小沢 辰男君

山口 敏夫君

川崎 寛治君

伊藤 茂君

草野 威君

安倍 基雄君

工藤 晃君

十月二十六日

消費税・生協課税強化反対等に関する請願(井

上一成君紹介)(第一九二一号)

同(伊藤茂君紹介)(第一九二二号)

同(伊藤忠治君紹介)(第一九二三号)

同(上原康助君紹介)(第一九二四号)

同(小澤克介君紹介)(第一九二五号)

同(小野信一君紹介)(第一九二六号)

同(左近正男君紹介)(第一九二七号)

同(新村勝雄君紹介)(第一九二八号)

同(田口健二君紹介)(第一九二九号)

同(冬柴鉄三君紹介)(第一九三〇号)

同(細谷治嘉君紹介)(第一九三一号)

同(浅井美幸君紹介)(第一九三二号)

同(新井彬之君紹介)(第一九三三号)

同(池端清一君紹介)(第一九三四号)

同(岩垂壽喜男君紹介)(第一九三五号)

同(上田哲君紹介)(第一九三六号)

同(大野潔君紹介)(第一九三七号)

同(金子みつ君紹介)(第一九三八号)

同(川崎寛治君紹介)(第一九三九号)

同(木内良明君紹介)(第一九四〇号)

第二類第九号

税制問題等に関する調査特別委員會議録第十五号

昭和六十三年十月二十六日

出第六号

○金丸委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、税制改革法案、所得税法等の一部を改正する法律案、消費税法、地方税法の一部を改正する法律案、消費税法及地方交付税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。細谷治嘉君。

○細谷委員 四野党の税制に関する基本構想について、先般我が党の伊藤政審会長が質問をされたわけでありますけれども、そのうち残っておりますといふ点に触れておらぬ点、言ってみますと基本構想の③と④に当たるかと思ひますけれども、その辺について少し御質問いたしたいと思ひます。

最初にお伺ひしたい点は、これは大蔵大臣ですが、税の公平と垂直の公平と、税の公平といふのは、大蔵省自身が委員会なりで、税の公平といふのは水平的な公平と垂直的な公平があるんだ、それを上手に調和させていかなければならぬのである、不公平といふのが税制の一番重要な問題点だ、こういうことを言われましたが、その考えは変わりましたか、いかがですか。

○宮澤國務大臣 両者を総合いたしまして公平が図られるという考え方は、基本的に変わっておりません。

○細谷委員 基本的には垂直の公平、水平的公平を調和させていくことについては変わっておらぬやうであります、事実上の今回の税制改革を見てみますと、垂直の公平といふのは、完全に無視されたとは思ひませんが、従来考へてきた後退して、言ってみますと、公平といふのは水平的公平が問われているんだ、こういう考えで改革が推進されておるやうに思ふのです、いかがですか。

○宮澤國務大臣 その点は昨日も一部御答弁を申し上げまして、幾らか長くなりまして申しわけございませぬ、お許しをいただきたいと思ひますが、所得税、殊に累進制度を持つ所得税といふものが所得のいわば再分配をするのに非常に大切な役割を持つておるといふことは、そのこと自身は私は変わっていないと存じます。

ただ、その再分配の機能をどのぐらに厳しく、累進率をどのぐらに激しくするか、あるいは諸控除をどのようにするかといふことは、時代とともに、あるいはその社会のあり方とともに徐々に変化をしていくのではないかと、いふやうに思ふのは思つております。マルクスが考えましたやうな時代あるいは社会における垂直的公平のあり方、それから、最近アメリカあるいはイギリスでも見ますやうに、民主主義がかなり円熟化して所得格差が少なくなり所得水準が高くなった社会における、しかも片方で社会福祉政策が進んでまいりますので、その際の垂直的公平のあり方といふのは同じではない、やはり変化をしていくと思つております。それが、アメリカにおいて所得税を一五%と二八%という二つにしてしまつた。イギリスもそういう方向をとつておりますが、古典的な時代には考えられないやうなことが起こり、しかし、それがやはりその国の国民経済に適しておるやうにふに考えられておる。

我が国はそこまでもとよりまいるわけではございませんが、今の所得税の状況を見ますと、いかにも社会の一番の中軸である中堅の給与所得層が大変な重税感を持つておる、そこから不公平感を持つておるという事実がございます。したがって、所得税はやはり垂直的公平の機能を持たなければならぬことはそのとおりでございますが、その程度、あり方については、時代とともに変化をしていくことではなければならぬのであらう、我が国の現状はそこまできておる。でございますから、政府は垂直的公平の機能といふものをとより放棄しておるわけでも何でもございませぬ。どのぐらに我が国の社会にとつて、あるいはこれから展望できる日本の将来にとつて適当であるかといふやうに考えておるといふこと

同(草野威君紹介)(第一九七一号)
同(小谷輝二君紹介)(第一九七二号)
同(柴田弘君紹介)(第一九七三号)
同(中村茂君紹介)(第一九七四号)
同(伏見修治君紹介)(第一九七五号)
同(松前仰君紹介)(第一九七六号)
同(安井吉典君紹介)(第一九七七号)
同(吉原米治君紹介)(第一九七八号)
同(渡部行雄君紹介)(第一九七九号)
同(緒方克陽君紹介)(第一九八〇号)
同(佐藤敬治君紹介)(第一九八一号)
同(斎藤節君紹介)(第一九八二号)
同(波沢利久君紹介)(第一九八三号)
同(関山信之君紹介)(第一九八四号)
同(高沢寅男君紹介)(第一九八五号)
同(藤田スミ君紹介)(第一九八六号)
同(冬柴鉄三君紹介)(第一九八七号)
同(阿部末喜男君紹介)(第一九八八号)
同(石橋大吉君紹介)(第一九八九号)
同(川俣健二郎君紹介)(第一九九〇号)
同(土井たか子君紹介)(第一九九一号)
同(中沢健次君紹介)(第一九九二号)
同(二見伸明君紹介)(第一九九三号)
消費税の導入反対に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第一九九四号)
同(二件)岩佐恵美君紹介(第一九五六号)
同(中村巖君紹介)(第一九五七号)
消費税導入・生協課税強化反対、不公平税制の是正に関する請願外五件(伊藤茂君紹介)(第一九五八号)
同(草野威君紹介)(第一九五九号)
同(大間接税導入反対、不公平税制の是正等に関する請願(永末英一君紹介)(第一九六〇号)
同(井上二成君紹介)(第一九六一号)
消費税の導入反対、課税最低限の引き上げ等に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第一九六二号)
同(柴田弘君紹介)(第一九六三号)
同(山下八洲夫君紹介)(第一九六四号)

同(高沢寅男君紹介)(第一九六五号)
同(岩佐恵美君紹介)(第一九六六号)
同(中村巖君紹介)(第一九六七号)
同(野口幸一君紹介)(第一九六八号)
同(二見伸明君紹介)(第一九六九号)
同(村山善一君紹介)(第一九七〇号)
新間接税の導入反対に関する請願(沢藤礼次郎君紹介)(第一九七一号)
同(沢藤礼次郎君紹介)(第一九七二号)
消費税の導入反対に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第一九七三号)
同(波沢利久君紹介)(第一九七四号)
同(関山信之君紹介)(第一九七五号)
同(高沢寅男君紹介)(第一九七六号)
同(藤田スミ君紹介)(第一九七七号)
同(冬柴鉄三君紹介)(第一九七八号)
同(阿部末喜男君紹介)(第一九七九号)
同(石橋大吉君紹介)(第一九八〇号)
同(川俣健二郎君紹介)(第一九八一号)
同(土井たか子君紹介)(第一九八二号)
同(中沢健次君紹介)(第一九八三号)
消費税導入絶対反対に関する請願外一件(大野澤君紹介)(第一九八四号)
同(柴田弘君紹介)(第一九八五号)
新大間接税導入反対に関する請願(藤田スミ君紹介)(第一九八六号)
同(柴田弘君紹介)(第一九八七号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
税制改革法案(内閣提出第一号)
所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
消費税法(内閣提出第三号)
地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)
消費税法及地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

でございます。

○細谷委員 大蔵大臣がおっしゃるように、時代とともに、あるいはアメリカなりイギリスのサッチャー政権下における税制改革というものが、いわゆる日本の今までの超過累進税率、言ってみますと、よく政府の方で、税というのは所得再配分の機能を持っているんだ、こういうことを言っておりましたけれども、それは全く逆に、アメリカあるいはイギリスに倣って段階を小刻みなものを大きくしていく、二段階とか三段階とか、あるいは今回のものは日本の方も少しふやして五段階です、か、こういうふうになりましたけれども。

この考え方というのは、時代とともに、もとに復さないでどんどんそういう水平的公平へ右へ倣えしていく、こういうお考えなんです、どうなんでしょうか。

○宮澤國務大臣 その点は私自身にそれを判断するだけの学殖はございませんが、たまたま実は昨晩シャウ博士とまさにその点を議論をしたものでございまして、シャウ博士の考えをちょっとかりて御紹介をさせていただきます。

今のアメリカの一八と二五でございますが、イギリスもそういう方向へ向かっている。社会の進む方向としてはまさにそういうことであろう。しかし、これがここで将来とも続くものであるのか、あるいは多少の調整がまた行われるものであるのか、それはちょっと自分には定かでないということを言っておられました。これは責任を転嫁する意味でなく、私自分で判断できないものでございまして、たまたまその話をしてみたのでございます。

でございますから、大きな方向としては先進民主主義国の中の動きはそういうことであろう。しかし、さあ、それがどの辺のところからちょうどバランスのとれたところかというところは、その他の諸税それから歳入のあり方とも関連をしてみたいのではないかと考えております。

私、今アメリカは一五と二八、違うことを申しましたら一五と二八でございます。

○細谷委員 言ってみますと、垂直的公平というのは、ゼロと言いませんけれども大きく後退した。この方向で進みますと、極端に言いますと、所得税というのは一段階でいけば一番水平的公平でしょう。そうじゃないですか。それを目的としているんですか、どうなんですか。

○宮澤國務大臣 それは明らかにそうではないと存じます。つまり所得税が持っている累進機能、おっしゃいますような所得再配分の機能というものは、これはやはり必要であって、ただ、それをどの程度にすることがその国の国民経済にとって適しているか、必要であるかという問題であらうかと存じます。

○細谷委員 一億の所得を持っている人と二百万円の所得の人が一律に所得税をかけられる、これも問題であらうし、それをさらに極端にしたのが、税の公平化の意味でということを取り入れられておる消費税だ、私はこう思うのです。

そこで、少し、これにこだわってはいませんか、今、シャウ博士ときのお話されたと言いますけれども、総理、シャウ博士と会談されましたね。私は、総理とはちょっと見解を異にしますけれども、シャウ博士のいわゆる日本に対する税制の勧告というのは今日も極めて高い評価を与えるべきものだ、こう思っております。そうして、その高い評価を与えるべきシャウ税制というのが、日本ではその重要なところについて、資産課税ということに重点を置かない、変形をしたところに問題がある、こう思っておりますけれども、シャウ博士は今度の税制改革について評価をしておりましたか、どうですか。

新聞に書いてありますところでは、シャウ博士と

得意の「竹下流戦後経済史」をのこさる。さらに税収の直間比率についての話が及び「シャウ税制導入当初は、六五パーセントだった間接税の比率が二七パーセントに下がっている。こういうところを踏まえて税制改革を考えてい

るところだ」と消費税導入に意気込みを示した。

これに対し博士は「世界的に税制改革が行われており、日本がどのような判断をするか興味を持っています」

と云うだけで、日本の今度の税制改革についてはノーコメントだ、大蔵大臣得意のノーコメントだ、こういうふうな新聞は報じておるのですが、どうなんですか。

○竹下内閣総理大臣 シャウ先生とは実は私が大蔵大臣時代にもお会いをいたしましたことがございます、これはアメリカでございまして、今一回いらつした機に、お久しぶりでございましてので食事をもとにさせていただいて、そこで先生の御高見を拝聴しておったわけでござい

ます。ただ、幾ばくか私後から気がつきますのは、シャウ先生と私と、コロンビア大学の学位を私もちやうだいらしておりますが、ただシャウ先生が誤解しておられますのは、私が経済でもらったんじゃないか。本当はそうじゃございません。選挙学の講義でちやうだいらしたわけでござい

ますが、それを若干間違えておられたような感じがしまして、シャウ先生に

対応するだけの私が税制論議ができると思っておりますものではございません。ただ、シャウ税制というものがやはり日本経済を

今日まで持ってきた大きな土台であったと、私はそれは高く評価しております。

それから、今細谷さんおっしゃいましたように、資産の面でも、富裕税ですね、結論からい

うか、地方税の事業税的な考え方を持っておられましたが、あれは議論をしながら結局実行されな

いままに移ったというふうなことで、資産を対象にされたもの、そして、法人の、外形標準じゃ必ずしもござい

ませんが、そういう一つの規模をはかつていく尺度として考えられたことなどは、実はその後できていないという話もしまして、それは自分も聞いて知っておるということござい

ました。

ちやうど昭和二十四年でございますから、私の島根県へもいらつしやいまして、私、当時まだ学校の先生をしておりましたが、したがって、そのときの新聞記事で、シャウさんが質問をされた事項なんかを整理しましてお話ししたわけでござ

います。向こう様は向こう様でやはり私どもにある種の敬意を表されたのでございまして、先進国の日本が税制改革を試みておる、その行方に対しては大変な興味を持っておるという表現でございまして、余り議論をしたということではなかつたわけでござい

ます。今日もお私も、当時四十五歳ぐらいでございましてけれども、もう随分年をとっていらつしやいしましたが、尊敬しております。

○細谷委員 今総理の言葉にもありましたように、シャウ税制の中で一つの柱と言えりわゆる府県税の附加価値税というものが、昔ありました営業税にかわって登場してきたんですね。これは国会で法律が通りまして、一年の準備期間を置いて実施するとい

う途中でやめたんですよ。それから、国会で議論したいわゆる利子課税の問題については、ブライバシーを侵すおそれがあるということ、これも法律ができて途中でやめたんですよ。それから富裕税なんというの、あるいは資産課税の強化とい

うことについても、シャウは力説しているのですけれども、取り入れませんでした。そういうところから欠陥が出てきているのであ

費税に逃げ込もうとしておる原因ができてゐるのじゃないかと私は思うのです。そういう点で、税制の取り組みについて完璧じゃなかったんだ、みずからその原因をつくつたんだということ、私は国会も反省すべきだ、政府もまた反省していただかなければいかぬと思うのですが、いかがですか。

○竹下内閣総理大臣 今細谷委員おっしゃったとおりでございます。当時の議論、私もいろいろ古い資料を読みますと、やはり日本のそのときの、あれだけかかって勧告いただいたのでございすが、徴税能力とかそういう問題もあったのでございまして、したがって実現に移されなかつたものもございましたが、それがし、やはり実施に移されなかつた、あるいは株式譲渡所得も二十八年に今度は原則非課税に変わつておりますけれども、そういうことは、そのときの国会の先生方、私どもも出ていないときでございまして、大きく判断を間違えられたとは私は思つております。先般は先輩なりに大変な議論をされておやりになつたんだらうという感じは持つておりますので、その取り組み方がだめだったから消費税、こういうことに短絡的には結びつかないのじゃないか。

やはり消費税と申せ、これはいわゆる消費の能力に應ずるわけでございますから、応能的なものであることも事実でございますだけに、私はそれは資産課税等に対するシャープ勧告の取り組み方が完全でなかったから発生してきたものというふうには必ずしも考えておりません。

○細谷委員 私も、シャープ税制ができてから大体四十年の歴史を積み上げていますから、一遍になったと言ひませんが、四十年間の積み重ね、それについてのチェックがなかった、反省がなかった。したがって、貴重な、歴史上あれだけ大きな税改正をやつたというのはシャープが初めてであり、後でないのです。それほどの日本の税制の生みの親のシャープの税制に決別するといふようなところに至つたのは、やはりそういう点

の反省が必要ではないか、こういう意味で申し上げてゐるわけですか。

そこで、この議論に余り深く入りませんけれども、税制度上の不公平ということばかりじゃなく、執行面における欠陥というのが多々あると思うのです。例えばトーゴサンとかあるのはクロヨンとか、中にはビンまで入つていますけれども、この辺についてはやはりきちん国民の期待にこたへなければ、世論調査が示しているような不公平な姿というのは、是正されるどころかますますひどくなつていくのではないかと、私はこの心配をいたしております。こういう面について、制度面ばかりじゃなく執行面についてよほどの決意がなければ税制改革というのは本当にできないんじゃないかと思うのですが、総理、大蔵大臣、簡単に答えたいと思ひます。

○宮澤内閣総理大臣 それはまことに御指摘のとおりと思ひます。殊に事業所得等々が資産の上昇などによりまして名目的にはかなり大きくなつてきておりますから、給与所得の方はそういうことがございせんものですか、その格差は大きくなる可能性が強いと思ひまして、したがって、よほど執行側におきまして、実調であるとかいろいろ機械化による工夫であるとか、あるいは帳簿記載の指導でありますとかいたしませんと、ただいまおっしゃいましたような格差が広がる心配がある、それはよほど注意をする必要があると思ひます。

○竹下内閣総理大臣 確かにクロヨンとかトーゴサン、今先生おっしゃつたビンもくつつけて申しまして、そういう定義があるわけじゃございせんにいたしても、いわゆるそういうことに象徴されるような所得の種類間における不公平感、それから、今おっしゃいました実調、これは大切なことでございまして、それと九〇%のいわゆる給与所得と、まあ利子課税の問題は一応解決されましたけれども、十種類の所得を見ましても、譲渡所得とか事業所得と給与所得との不公平感といふようなものは、一生懸命でPRしまして

今日まで来たわけでございすが、さらに実調率等も含めて今後とも引き続き対応していかなければならぬ問題だといふふうに、私もこれは同感でございします。

○細谷委員 大蔵大臣の言葉をこの席で拝聴しております。税制改革をやらなければならぬ一つの原因というのは、経済の発展とともに大体国民の所得格差というのは縮まってきた、だから税制改革をやらなければいかぬのだと。本当に格差は縮まつたのでしょうか。アングラ経済とかアンダマネーとか今言われておりますし、リクルートの問題もその一例でありまして、リクルートの所得格差というのは縮まるどころか拡大しているのじゃないか、こういう主張をする人もおります。そういうデータもあるようですが、大蔵大臣、どう見ておりますか。

○宮澤内閣総理大臣 私が申し上げておりますのは、ここ何年かと申しますよりは、過去、仮に二十年でも二十五年でもよろしいわけでございますけれども、その間における格差の狭まりといふものはかなり顕著であつて、しかもこの点は、五分位層の第一位と第五位層の比をとりましたも、五分位層の数をとりまして極めて顕著である。のみならず、恐らく我が国は今先進国、と申す必要もありません。世界でと申してよろしいのでしょ、一番上下の格差の少ない国になつたと申上げておるわけでございます。

それに対してしばしば御質問のありますのは、最近数年間の動きはそうとは言えないといふことでありまして、私はそれも、最近数年間だけをとつてみれば確かに多少の逆行があるようにございします。それはただ、恐らくは石油危機から円高といふいろいろなことがございまして我が国の雇用が非常な危機に陥つた。そういうときにはどうしても賃金よりは雇用の確保といふふうに労使ともに考えますので、その間におけるいわば給与所得の上昇といふものにブレーキがかつた、そういうことに関係があるのではありませんでしようか。もとより家庭の構成が違つてまいりますとこ

の計数が少し違います。

それからさらに申せば、このごく最近になつて、資産所得、株式、土地等からくる資産価格の上昇、そこから生ずる資産所得でございますか、こういう要素もございしました。それで最近何年間は多少この長年の趨勢に変化が見えますが、やがてこれは日本経済がうまく動くようになりましてまた従来の方向に向かつていくように思われる。それが国民の中流意識といふものにあらわれているのではないかと申上げておるわけでございます。

○細谷委員 この問題は、今回の税制改革と言われるものの前提、出発点でございますけれども、時間の関係で、きょうはこの程度で次に移りたいと思ひます。

十月十八日のある新聞に「トヨタ・日産に一六〇億円返還 対米税金紛争で国税庁 総額九六〇億円で決着」、こういう記事が出ております。

この中身を税当局にお聞きしますと、守秘義務だといふので言えないと言つたのです。新聞に出ておつて国会で言えないのですか。大蔵大臣、いかがですか。守秘義務といふのは大変なことですね。

○伊藤（博）政府委員 自治省から御答弁いただきます前に、ちょっと私の方から制度の仕組みを御説明申し上げたいと思ひます。

アメリカの内国歳入法四百八十二条というのがございまして、それに基づきましてアメリカの政府が我が国の企業の米国内における子会社等に対しましていわゆる移転価格課税を行つた場合、これは二重課税が生ずるわけでございします。その二重課税が生じた場合の調整ということにつきましては、日米間では日米租税条約がございしますけれども、その二十五条におきまして、権限ある当局間の相互協議というシステムになつております。その両当局間でその価格配分がいかなるものが適正であるかといふことを十分協議し、その協議した結果に基づいてしかるべき措置を講ずるといふことに相なつてゐるわけでございします。

今お尋ねの守秘義務云々という点につきまして、事柄が極めて個別企業の事柄に関するものでございまして、私ども、一般的に税法上の守秘義務を負わされておられることのほかに租税条約上も守秘義務を課されておられることがありまして、せっかくの御質問でありながら、個別の中身に即してという点につきましては御答弁を差し控えていただいているということでございます。

○宮澤國務大臣 そのようなことではございませんが、それでは後の御議論をお進めになりにくいと思っておりますので、守秘義務は持つておりますけれども、報道されておられることを、まあまあそういうような種類のことがあったというお考えで、どうぞ御議論を進めていただければ結構でございます。

○細谷委員 これは、移転価格税制の関係で本格的な税の議論には入ってはいかぬ、こう注意もされてはいるのですから、だから言いません。

自治省、この移転価格税制の問題について、地方財政にどういった影響が及んでいるのか、お答えいただきたい。

○津田政府委員 移転価格税制に基づく地方税への影響ということは、先ほど大蔵大臣が申しましたように、大体新聞記事に出たとおりでございますが、個別には守秘義務という点もございまして、ので差し控えたいと思っております。いずれにしましても、かなり巨額な還付を生じたということは事実でございます。

しかし、御承知のとおり、地方交付税制度におきましては、法人関係税、移転価格税制のみならず、そのほかの過課納の事態も踏まえまして、過課納金というものが発生いたしました際には、翌年度の地方交付税の基準財政収入額の算定において精算する、こういうようなことでもございまして、今回の場合にも、既に発生したものにございまして、今後起こるものにつきましても、そのような観点から措置をしております。

ただ、心配は、翌年度精算でございますので、

当該年度の財政運営というものの対する影響も考えなければならぬ。その場合におきましては、私ども、減収補てん債等で、発行いたしました当該年度の資金繰りをつけてまいる、このような考え方でおります。

ただ、現実問題としましては、昨年発生しましたものにつきましては、当該団体の税収等、そのほかのものが好調でございましたので、財政運営に支障がなかったということで、減収補てん債のお申し出がございせんでした。今後におきましても、個々の団体の財政事情に応じて適切な措置を図りたいと思っております。

○細谷委員 私が聞きたいのは、そういう国税に於いての変動が起こりましたから、地方税ではどういふような地方団体で見た減収が起こったのか、六十二年度は幾らか、六十三年度はどう予想されておられるのか、これを聞きたいわけですよ。私は、さっき笑われましたけれども、税そのものに突っ込んだ問題じゃない、地方財政はどうなっているのかというのを聞きたいのですから、それを答えたいだいたいと思っております。金額は幾らですか。

新聞によると詳しく書いてある。六十二年度が四百二十億円、地方です、六十三年度は八十億円、合計五百億円、こう言われておられるのですが、そのとおりですか。

○湯淺政府委員 住民税とそれから事業税の関係でございますから、課税団体がそれぞれやっておりますので、先ほど来申し上げましたとおり私どもにそれぞれの詳しい金額がわかるわけではございませんけれども、新聞紙上におきまして報じられていふことは、おおむねそのとおりじゃないかなというふうに感じておるわけでございます。

○細谷委員 新聞に書いてありますけれども、国では数字も言わぬですよ。私が、四百二十億円と八十億円の合計五百億円じゃないかと、こう聞きますけれども、守秘義務を盾にとって全然おっしゃらぬ。まあ、しかし間違いないようですね。ちょっとお尋ねしますが、守秘義務、守秘義務

と言いますけれども、これを見ると、トヨタ、日産ですから、トヨタという、やはり愛知県ですわ。それから日産という、神奈川県あたりがかなり多いんじゃないかと思うのです。そうすると、法人税、住民税というのかなり大きくなるのを命ぜられておるんじゃないか。新聞によりますと、ある団体では、補正予算をつくらせてその減額された税の穴を埋めなければいかぬ、こう書いてありますけれども、確かにこの時期にこれだけの巨額の金を、法人税がたぐさん納まっているところにしても大変じゃないか、こう思います。

そこで、これはなお言えないと言いかもしれませんけれども、愛知県と申しませんよ、A県で、あるいはB県では法人事業税の減収が起こりました。一番多いところは一体どのくらいなのか、一番少ないところはどのくらいなのか。まあ少ないところはいいでしょう、一番多いところはどのくらいなのか。市町村の場合に、一番多い減収を食ったところはどこなのか。これは言えませんか。

○湯淺政府委員 これも詳しい話は私どもは直接承知しているわけではございませんけれども、都道府県の段階で百億のオーダーのものがある、また市町村の段階でも還付額として十億台のものがある、その程度の金額になるということのようでございます。

○細谷委員 自治大臣、今都道府県は百億台の還付が起こっております。会社に返すのですから、自治体が支出するわけですね。市町村の場合で十億くらい。そして翌年度になるから、六十二年度のものは六十三年度の減収補てん、それから六十三年度のものは来年度の減収補てんか何かでやるのでしょうか、減収補てんなんという財政措置でよろしいのですか。財政対策はどういうふうになさっておるのですか。

○梶山國務大臣 不勉強でございまして、ことしの夏初めて移転価格税制という言葉を聞いたのが本音でございまして。何か自動車のどうのこうの、私は、自治大臣というのは外国のことまでは知らなくても済むのかなと思っておりましてら

ば、先生御指摘のような問題があったという報告をちょうだいいたしましたし、陳情もいただきました。

ただ、法人住民税、法人事業税いずれも国税にリンクして決めるものでございまして、その本体がなくなれば当然地方税は取れないわけでございますから、これは原則的に返すのが当たり前でございます。幸いに、比較的財政力の強いところ、とところでございまして、格別の対策をとらなくても結構その場をしのげるようでございます。

この問題をめぐりまして私の頭の中をよぎったのは、自治大臣といえどもこれからは国際化に備えなければならぬ、ですから、まさに税制の基は国際化に備えるということが大切だということを今初めてわかったわけでありまして。

ですから、今回は恐らく自動車会社がそれぞれ、部分的には二重課税があったのかどうかかわりませんが、考えてみますと、やはり国と国の間、あるいは地方と地方の間でも、情動的に税金の安いところにシフトをするのは当然でございますから、例えば法人税でも日本が高くアメリカが安ければ、これは心情的に親会社あるいは系列会社、そういうものから税金の安い方に、まあ逃れようと言ふと大変言葉が悪いわけでございますが、心情としてそう行くのではないかと。そういうことはこれから防圧をしなければならぬ。

そういう意味で考えますと、まさに税金の問題も、私は、どの税理論が正しいとかどうとかいうことはわかりませんが、国際間でバランスのとれた税制をとらなないと、高きより低きに流れるという問題があるかという感じがいたします。まさにこれは大先輩の指摘のとおりでございまして、税制の根本ではないかという感じもいたします。

それから、国の中のことでもございまして、親会社と子会社、系列会社、これはどうしても親会社に利益を吸われがちでございます、特に下請においては。ですから、こういう問題もこの問題と同じ観点でとらえるならば、例えば今法人事業税の

分割基準の見直しをしようという事で指示をしたわけですが、これを国内版で見合わせますと、そういうことも、決して税がどこに集中していくかということではなくて、まさに適正な、現状に合ったというようなことをやらなければならぬのかなというヒントをこの問題からちやうだいをいたしております。

○細谷委員 端にお尋ねしますが、米国の内国歳入庁法四百八十二条に基づいて、日本が不当な価格で自動車輸出している、こういうことで精算をされておるのですが、逆に、日本はアメリカに輸出するためにダンピングしているのではないかと過去によく言われました。その逆の形が今あらわれているわけですか。

日本の方が逆に特別措置によりましてアメリカの方から税金を払い戻してもらったことがありますが、例があるかないか、それだけ言っていたきたい。

○伊藤(博)政府委員 委員御指摘の御質問は、本件はアメリカ政府が移転価格税制を発動したケース、それに見合う日本が政府が発動したケースがあるかどうかという御質問かと思ひます。

私どもも先年この移転価格税制というのを導入いたしまして、発動し得る体制にはございまして、ただ、今時点ではまだ発動に至るケースはございません。しかし、それに該当するケースがあればいつでも発動し得る状況にはあるという状況でございます。

○細谷委員 国税で八百億とか九百億、地方では五百億という還付が起っております。大変な財政上の問題です。これを見ますと、どうも日本が今の出超という形で圧力を受けているんじゃないか、もっと公正な貿易体制というのが追求されなければならぬんじゃないかという気がしてなりません。

しかし、私はこれについて余り掘り下げて議論を言う資格もございませんから、この問題について一点お尋ねしたいことがございます。

総理と大蔵大臣、この問題は租税特別措置で起

こっているわけですから、全国知事会なり地方六団体は常に租税特別措置から地方税を遮断してしまいたい、こういう声が強いです。これは毎年予算委員会等に出されます租税特別措置というものは莫大な金額になっております。その租税特別措置の遮断を、国税が変わったならば自動的に租税特別措置によって関係の地方税が減る、影響を受けるというこのことのないようにしてほしいという声がある。毎年のように全国知事会等でございますが、忘れてはおられぬでしょう、よく知っていると思うのですが、大蔵大臣、総理、これを遮断する意思はございますか、いかがですか。

○伊藤(博)政府委員 大臣から御答弁いただく前に、ちょっと事実関係だけ申し上げておきたいと思ひます。

先ほど来、話題になっております移転価格税制に基づく私どもがとりました措置は、対応的措置と称しておりますけれども、これは特別措置としてではなくて通則法の原則に基づいておられますので、先生お話しの特例措置という概念にはちよつと入らないかと思ひます。

○宮澤内閣総理大臣 このたび御指摘になりましたことは、法律上は、おっしゃいましたようにアメリカの内国歳入法四百八十二条が発動されて、それを受けて日米租税条約二十五条によりまして我が国と米国税との協議が行われた。このことはもとより公になつておる部分ではございませぬけれども、私が報告を受けております限りでは大変激しいやりとりを両国間で専門家がいたしたようでございます。企業そのものにいたしてみますと、ダンピングの提訴を受けてはかなわないわけでございますし、同じ税金でございましてからどちらに納めるというところは計算としては変わらぬと申しますか、そういう状態でございまして、その中から、企業そのものがそういう状況にある中で日米の協議というものは大変に難しかったように聞いておりますが、我が国としてはいよいよ最大限の努力をいたしたというふうに私は聞いておるところでございます。

それが第一段なのでございますが、そういったしますと、国税がそうなりますと課税標準がそれで御承知のように動いてしまいますので、地方税に自動的にああいうふうな影響を生じた。これは地方団体としてはと申しますか、確かに相当の金額で御迷惑なことであつたらうなということとは想像にたかくありません。乾いた理屈を言えば、もともと課税標準そのものが高過ぎたと申しますか、結果としてはそれを適正というのか、価格に直した結果として還付が起つたということでございますけれども、いかにも地方団体としては、いわば全く自分のかかり合ひのないことの結果、二国間の交渉のあふりを受けてしまったという感じをしていらつしやるだろうということは私も決してわからぬではないのでございまして、これもこれは措置法そのものの問題ではないわけでございます。

○細谷委員 国税は租税特別措置というので税金をまけておられます。税金をまける法律、こう言つても差し支えないわけですか。それは、減税が行われますと地方税も必然的に、自動的に減収が起こつてくるわけですね。毎年毎年発表される地方税プロパーの減収部分と国税による特別措置の減収部分と、どつちかといつたらやはりの後の方が大きいのです。その特別措置があるのだから、地方税というものは独立したものですから、遮断をしてほしいというのが六団体の常に言つておる願ひです。これが一向に取り上げられないか、実現するめでもないというのが実態ではないか、こう私は思ひます。

そこで総理、御存じと思うのですが、そういう声を聞きませんか。

○水野(勝)政府委員 租税特別措置的な制度につきましては、それぞれの制度によりまして、地方団体もそれを適用するのかわらないのか、そこは地方税としてのお立場で個々に御判断をされておるところであらうかと思ひます。

企業課税につきまして申し上げれば、確かにものもろの特別措置で減収をもたらすものもござい

ますけれども、一方、例えば交際費課税、損金不算入措置、こうしたものによりまして約一兆円ぐらゐの増収になつておる、こういうものは逆にあるわけでございますから、全体として企業課税について見ますれば、これが減収なのか増収なのか、そこはまたいろいろの見方があるのではないかと申すわけでございます。

○細谷委員 案の定、租税特別措置による国税の減収、地方税の減収というものは、交際費課税がある。交際費課税というのは数字を体裁よくしただけでしょう。交際費というものは、もともと税をかけたやならぬものだということを特別に付けている、ですからあれを見ると、全部が特別措置はマイナスに、三角になつておるのに、あれだけはプラスになつておるのです。帳消しして体裁よくなつておるでしょう。本当なら交際費課税というのは一定のあれで、原則非課税というものはやはり原則課税にした方がいいのです。そうすれば、体裁のいいことで、いや、随分苦勞してゐるんですよというふうなことになる。

それも含めて特別措置というのを、地方税との間は別なんですから遮断したらどうか、地方団体の切なる願ひです。こう私は申し上げてゐるんですよ。まだ総理は頭痛せぬようですけれども、いかがですか。これはやはり御検討いただいた方がいいんじゃないでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 地方税の専門家に私の感想を述べるといふのは差し控えなさいかねかなと思つておりましたが、私もその話は聞いたことがございます。されば私なりに、いわゆる特別措置というものは、まさに法人税なら法人税に対するものもろの特別措置というものがあつた場合には、法人所得とリンクする地方税である場合に、その遮断というものはどういふ形でできるものだろうかといふことについて、私なりにこのような形でできるんじゃないかなという結論はとて出している。得ていないというのが実情でございます。

○細谷委員 ぜひひとつこの点は御検討いただきたいと思ふ。私は、これはどうも総理とほけてい

るんじゃないかという感じがするんですよ。租税特別措置は、国の政策に基づいて、これは税をしばらく暫定的に減税すべきじゃないか、税を上げんすべしじゃないか。別の体系である地方税についても、ゼロにするなんということを言っているんじゃないんですよ、自動的に国税で決めたことが地方に及んでくるのが問題ですから、それが地方税に必要なならば、そういう規定を条文の中に設けたいわけでしょう、そういう意味においてやっていたらいいと思うのですが、自治大臣、自治大臣はもうねじり鉢巻でけしからぬと思っているんですよ、どうなんですか。

○湯浅政府委員 大臣の御答弁の前にもちょっと申し上げたいと思うのですが、地方税の特に住民税なり事業税の課税標準を計算する場合には、国税の所得税、法人税の所得の計算の例によつてほとんどが計算されるということでございます。そういうことで、所得の計算上いろいろな措置が講じられる場合に、それを地方税だけを遮断するということとはなかなか難しい面があるわけでございます。

○細谷委員 どうも不徹底な答弁で不満でありますけれども、私の本論は、伊藤政審会長の後を受けて、基本構想の第四の「地方自治尊重の原則」ということについて立ち入った国と地方の財政関係についての洗い直し、こう思っていたんですけれども、今、あと十分しか残っていません、こういう通知が来たので、残念ですけれども、まあ入り口だけになりますけれども質問させていただきます。

総理は地方分権ということをしきりに叫んでまいりました。地方分権というのはどういうことなんでしょうか。そして、それは金がなくても気持ちだけで、腹だけで推進できるものなのかどうか、お尋ねいたします。

○竹下内閣総理大臣 いつも申し上げるところでございますが、国、地方を通ずる行政の簡素化とかそういう問題が一つございまして、私が申し上げておりますのは、それぞれの地方にはまさに歴史とか伝統とか文化とか産業とか固有のものがある、それらを大切にしながら住民の知恵で構築されたものに中央政府がどういうふうな形で協力ができるか、これは財政上の問題が主体になるでございまして、そういうことをいわれる多種分散型国土形成という観点からもやっていきたいということを考えております。

基本的には、身近なことは身近なところでいうことが原則ではないかなというふうに私は考えておるところでございます。

○細谷委員 先般この席で我が党の加藤委員から、総理は七つの懸念と言っておられるけれども、一つ落ちていくんじゃないですかという質問がございまして、総理は、まさしくそのとおりです、一つ落ちていくんじゃないかというその指摘を待って、こういふ意味のことをおっしゃいました。新聞記事は失礼でありますけれども、「これまでも七つの懸念をあげてきたが、いずれ自治体の懸念としてその問題が出てくる」と考えていたところだ。譲与税を設けたり、地方交付税の算定基準も見直すなど、今回の一連の措置といたしまして「大変に工夫されている。こうした仕組みで八つ目の懸念も解消されると思っている。」

八つ目を忘れておいて、入れるのは当たり前だと言っておいて、そして、いや、今度の税制改革、財政措置というのはもう既にできちゃっているんだ、こうおっしゃっているのはどうも矛盾があるようにあります、八つ目というのは一体どういふことなんですか。

○竹下内閣総理大臣 私がたしか衆議院予算委員

会において六つの懸念というものを申しました。しかし、それではいわば担税者である消費者の懸念はあったとしても、納税者たる事業者の懸念というのにはやはりこの転嫁問題というのが出てくるだろう、したがって、プラス一ということでは七つの懸念ということを申しました。

それから、地方行政委員会等ではプロの皆さん方がもう既に議論していらっしゃること、私もそれは承知しておりますが、どこかで地方自治体の皆さん方の懸念を解消するようなことを国会で言わしてもらえれば機会がないかと、心ひそかにといておりましたら、加藤万吉先生から御質問がございまして、実は私が乗ったような感じが失礼だったなと思ひながら、地方行政等では既に議論が行われていると思ひますが、今度の措置について説明する機会を提供していただいた、それをまさに八つの懸念として、六団体関係者、地方にもたくさんいらっしゃるわけでございますから、お答えしていくのが一番適切ではないか、こう思つて取り上げさせていただいた次第でございます。

○細谷委員 八つ目にこれを位置づける、こういうことについて大賛成だ、しかし、それはあらかじめ頭の中であつて、今度の税制改革の中にも十分取り入れられておりますよ、こういうふうには言っております。きのうまた出てまいりました福祉ビジョンなり行政財政改革推進、この点を読んでもみますと、もうすべて足りているんだ、こういうふうには言っているように思ふのです。

特に、今度のこの問題について次に進む方向は、総理の、いわゆる町づくり、これに進むのだ、こういうふうには言っておりますね。ふるさとづくり、結構な話であります。これを進めるために、自治大臣、これはげんこつだけでやっていく自信がありますか、お答えいただきたいと思ひます。私はそんなことはないんじゃないかと思ひますが、私にはそんなことはないんじゃないかと思ひます。

○堀山国務大臣 ふるさとづくり、まさに志も高く、税財源も確保をされなければ、両々相まってしかできない問題でございます。

○細谷委員 ちょうど時間が来ましたが、これから本論を議論したいのですけれども、残念ですが、約束ですので終わります。

○金丸委員長 これにて細谷治嘉君の質疑は終わりました。

次に、菅直人君。

○菅委員 きょうは、せんだつて社会党、公明党、民社党、社民連四党でお出しをしました税制に関する基本構想について、それを中心に質疑をするということで質問に立たせていただきました。

この構想、またその前に野党四党で提案をいたしました不公平税制の是正、こういった問題についても、私も、会派は社会党と御一緒させていただいておりますが、社民連の政策委員長という立場も含めて、いろいろと協議に参加をさせていただきました。

そういう中で、この「五つの原則・五つの手順」というものをお出しをしたわけですが、まず総理に、こういふ「五つの原則・五つの手順」という税制に関する基本的な考え方、これについての御見解を伺いたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 私なりに勉強させていただいて、本日に四党のプロの先生方で、最大公約数をおまとめになったと言ふとちょっと非礼に当たりますが、よくおまとめになった。言つてみれば、四月のあの土井先生の四つの問題点がありました。それから六月、塚本三条件、その次が八月に矢野委員長の十六項目でございまして基本法構想、それらを土台として詰められたものであつて、考え方としては私も共通の面もございまして、手順においては私も共通の面もございまして、あえてこうした考え方が国会の場へ提起されるというのには、議会制民主主義における議論を一段深めていくために大変立派なことだというふうに私は評価させていただきます。

〔委員長退席、海部委員長代理着席〕

○青委員 その中で、きょうは原則の⑤にもあります、あるいは手順の中の四番目にもあります福祉政策の長期的な展望の問題を中心に幾つかお尋ねをしたいと思ひます。

昨日も民主党の米沢政審会長の質疑の中で、福祉ビジョンというものが厚生省、労働省から出されていろいろと議論になっているわけですが、総理はよく税制改革の議論の中で、高齢化社会に備えて税制改革が必要なんだという趣旨のことを言われていることを記憶しているわけですが、しかし一方で、高齢化社会の中でどういふサビスを行つて、それが財政的にどういふ影響があつて、だからどういふふうな税制改革が必要だといふところがある、昨日の福祉ビジョンである程度のところが出てきたとはいへども、必ずしもつながりが明確でない。いわゆる増減税一致だとかといふことになれば、特に財政的な問題で変わるわけではないわけですから、そうすると、この高齢化社会に備えてという意味、これをもう少し具体的なイメージとしてどういふことを総理としては考えられて言われているのか、この点についてまず明らかにしていただきたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 高齢化社会へのビジョン、最初から申し上げますと、やはり五十四年の十二月、決議案をつくりましたときの物の考え方が、与野党共通して、相談してつくって全会一致で決議したわけですから、いわゆる国民福祉充実のためには安定した財源が必要であるという書き出しそのものが、お互いが、私もそのとき手伝いをさせていた一人として、共通の高齢化社会というものを認識しておつたではないかな、私は一つはこういう感じを今でも基礎的に持っております。

そこで、今おっしゃる意味はよくわかる話でございますから、したがって、確かに消費税といふのはいわば経済の変動に余り左右されない、弾性値等からごらんいただきますと、比較的左右されない安定した財源であるといふことは言える

思ふのでありますが、その問題は横へ置きまして、さういふからば、やはり福祉問題についてのビジョンを掲げるべきだといふことをたびたび本院で御議論もいただいております。

そうなる、きのうも申しましたが、自由経済社会の中で、長期の、いわば財政的裏づけを含めた青写真といふものは非常に出にくいものである。だから、まずはそれらの実行段階においては一つの理想像を掲げて、お互いが究極の福祉とでも申しましようか、そうした理想像を掲げて、それに対して現実的に近づいていくためのいわば五カ年計画といふようなのが大限度じゃないかなといふふうにも私は考えます。

しかし、今までも、あるいはもう少し前に、既に昭和七十年に年金の統合といふものを目標にやりますといふ目標年次を定めたことは、もちろん五年に限つておりませんけれども、そういう究極の福祉の青写真を掲げ、それに具体的に国民の代表の皆さんでございまして、その意見を聞きながら近づいていく努力をする、こういう意味でございまして、現行の制度、施策をそのまゝにしてという前提の分では必ずしもないものをお示しして、御議論に供しようといふことに至つておるといふふうに考えております。

○青委員 何となくわかつたようにも思へるし、全くわからないようにも思へるのですが、究極の福祉なんという名称を聞きますと、昨年は「究極の大増税」といふ本が大ベストセラーになった、社会党の方で出された本ですけれども、ですから、究極の福祉のために究極の大増税が必要だといふことを言われるのなら、それはそれでまた一つの具体的なイメージかと思ふのですが、もう一つ見えてこないというのが率直な感じではないかと思ひます。

そこで、少し具体的な問題に入つていきたいと思ひます。

高齢化社会で考えなければならぬ大きな柱といふのは、私は、やはり医療と年金と、そして地

域的に老人をどうやって介護していくのかという地域的な福祉、この三つが大きな柱になり得るのじゃないか、大体常識的な線だと思ひますが、こんなふうにも思つております。

そういう中で、医療関係で老人保健法が施行されて、そしてその後いろいろ改正が行われている。特に、せんだつての改正で加入者按分率が大幅に引き上げられ、さらに逐次引き上げられて、昭和六十五年には一〇〇に引き上げられるということが決まつていくわけです。その結果、ついせんだつても新聞記事等にも出ておりましたけれども、いわゆる会社勤めの人たちが入つてくる健康保険組合のトータルの単年度収支が赤字に転落した。これまでは非常に黒字が多いといつて、逆にある種の、何といふか、もつと負担しているじゃないかといふことの言われる対象になりやすかつたところですが、そこも含めて、単年度会計では赤字に転落している。

こういう中で、老健法のそういう問題に対して一体どういふふうに見通しているのか、特に、六十五年に見直しといふことが一応入つていくわけですが、どういふふうに見ているのか。医師会や健保連では、老人医療費といふものの中における公費負担の割合をもつとやすきではないかといふ議論も出されております。また、こういった七十歳以上のすべての人たちの保障する制度といふのが今の保険制度という形になじむのか、そうでなくては、義務教育のようなものですか、ある意味では社会保険トータルとしてそういう枠組みに変える必要があるのではないかと議論も一部にはあるように思ひますが、そういうことを含めて、この老健法をめぐる今後の展望について、厚生大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

○藤本國務大臣 御指摘ございましたように、健保組合の財政状況、六十二年度の決算を先般拝見いたしました。御指摘のように相当苦しくなつてきておるといふことは事実でございます。その原因としては、老人保健拠出金の負担が四〇%

ぐらいふえてきたといふことが最も大きな原因であるといふことはそのとおりだと思います。

ただ、現状はどうかといふことになりまして、健保組合全体としては当面経営努力によりまして対処ができておるわけでございます。

しかし、その中で個々の組合について非常に財政的に窮乏している組合も見受けられるわけでございますので、これにつきましては補助金等によりまして対処してまいり、それによつて対応できるというふうにも考えております。

今後の問題といたしましては、六十五年までの間に、老人医療費の動向であるとか医療保険の運営の状況であるとか拠出金の額の動向等を勘案しまして、六十五年度までに拠出金の算定方法について検討をこれから行つたことを考えておるわけでございます。

それから、老人医療の財源について御指摘がございました。税で見るときではないかといふ御意見、これも一つの御意見だと思ひますけれども、私どもはやはり今行つております財源負担方式、つまり、皆保険下におきまして各保険制度の共同事業として各保険者からの拠出金及び国、地方の公費、こういう内容の負担の方式が現実的であると考へておるわけでございます。中身の割合の点につきましては今後当然議論がなされることになるといふことは十分承知をいたしております。

それから、この老人保健制度の見直しの問題でございますが、これは六十五年度までに見直しを考へておるわけでございます。これも老人医療費並びに拠出金の動向等を勘案しながら六十五年度までに見直しを行つたことになつておるわけでございます。この場合、関係審議会もあるわけでございますので、これらの御審議を踏まえながら慎重に検討してまいるつもりでございます。

○青委員 この財政上の問題については後ほどまた年金のことも含めて議論にしたいのですが、もう一つの高齢化社会の柱である年金、特に当面する問題として、いわゆる国鉄共済がこのままでいけば六十五年度以降は毎年度三千億程度の不足金

を生ずるという問題。

これについてせんだって有識者の方で報告書が出されていて、ある程度の方向性が示されたようですけれども、しかし具体的に一体どうするか。決して十年先とか五年先という話ではなくて、六十五年度といえども来年初めには具体的な方向を決めなければならないという段階だと思ふのですが、これについて、直接には大蔵省の所管だと思ふのですが、大蔵大臣としてどういう考えなのか、お聞かせをいただきたいと思ふます。

○宮澤国務大臣 たいだい詳細なことを事務当局から御答弁を申し上げますが、確かに昭和六十四年度までの処置は国会に申し上げたとおりいたしたわけでございますが、その後の問題をこれから決めなければなりません。しかも、菅委員の言われますように三千億円程度の毎年の資金のショートが出るということも見当がついておるわけでございます。

そこで、有識者の方々に何カ月か御検討を願ひまして、この御意見をまとめたいただきます。おまともになる過程でもこれは当然のことながらいろいろ御議論がございましたようですが、一つの方向をおまともいただいたと思うのでございします。それにはいろいろなことが書いてございしますけれども、やはり第一には旧国鉄の自助努力というものが最も大事である。いろいろな意味で昔のよき時代を、よき国鉄を反映してかなり条件のいい支給になつておる等々のことがございします。その後苦勞はされましたが、それでもまだいろいろございします。ですから、その自助努力というものがまず大事であつてということ非常に強調しておられます。

これは年金問題、厚生大臣と運輸大臣と官房長官と私ということで、厚生大臣がいれば俗語では、座長でございしますが行司役と言つておられます、そういうことでやつてまいりまして、これからも協議を続けてまいります。他方、年金問題の關係會議もございしますもので、来年はいわゆる先に向かつての七十年の一元化、その前にそれを

どうやって最初の固めをするかといったような財政再計算時期でもございしますものだから、それも両方あわせて、やはり来年の国会には政府の考えをそれまでにまとめて御審議をいただくなければならぬということをお考へしておるわけでございします。ただいま事務当局からもう少し詳しく申し上げます。

○菅委員 いや、この程度でいいです。また必要だったら事務当局の御答弁をいただきます。

年金担当としての厚生大臣にあわせてお尋ねしたいのですが、もう時期は迫つておると思ふのです。昨日、福祉ビジョンの議論の中で、厚生年金そのものもいわゆる給付開始年限を六十五歳に段階的に引き上げたいという方針を明確にされているわけですね。そうすると、例えば国鉄共済の方は現在五十五歳の開始年限を六十歳に引き上げることが今順次進んでおる。しかし、まだそれが終わるまでにはあと何年でしょうか、数年かかるわけですね。そうすると、例えばそれが追いつくのを待つてさらに厚生年金と一元化をしながらやつていくのか、あるいはこの国鉄共済については、今自助努力というのを言われましたけれども、いわば別個にやつていくのか。そういうことを見通した年金の将来展望というものが、これを今考えなければいけないもう差し迫つた問題ではないか。

これは必ずしも国鉄共済が現在行き詰まつておるといふことが問題でないことはもう御承知のとおりで、いわゆる成熟度の高い年金制度というものはまだほかにも、これほど激しくはありませんけれども順次あるわけですから、そういうものを段取りとしてどういう形で持つていくかとしておるのか。

今言いました国鉄共済の自助努力の中での給付開始年限の引き上げの段取りと、きのう出された厚生年金の引き上げの段取り、その関連性を含めて厚生大臣にお答えをいただきたいと思ひます。

○藤本国務大臣 国鉄共済年金の問題につきま

しては二つの側面があるわけでございまして、一つは制度にかかわる問題、それからもう一つは、公的年金の一元化の方向の中で、御承知のように七十年の一元化に向かつて、財政再計算期の中間地点でございします六十四年に、各制度間で分立している今の年金制度の中で負担の不均衡をできるだけ正をしていく、こういうことを考へて今いろいろと案を考へている状況でございします。その中に公的年金の一つの柱である国鉄共済年金というものが関係してくる、こういうことになるわけでございます。

国鉄共済年金は、大蔵大臣から今御答弁ございしましたように、まず自助努力というものが最前提であるわけでございまして、その点については厚生省といたしましても十分にお願ひをしなければならぬと考へておるわけでありまして、

それから同時に、一元化の問題では、先ほど申し上げましたように六十四年度に各制度間の負担の不均衡をできるだけは正する、地ならしするものは地ならしをして七十年の公的年金一元化に備えていく、こういう方向、方針のもとでできるだけこの問題を解決していかなければならぬと思つておるわけでございしますが、それにつきましては、年金審議会初め関係審議会の御意見その他幅広く関係者の御意見も聞きながら成案を得ていく必要があると考へております。

それから、次のお尋ねの問題については、七十年の公的年金が一元化された中で、同一給付、同一負担、そのところに関して言えば、同じような支給開始年齢の引き上げという問題も当然その中で解決していかなければならない、そういうことになるだろうといふふうに私個人としては考へておる次第でございします。

○菅委員 そうすると、まだその引き上げの連動性とかというのは、具体的に、いつまでにこうやつて次にどうなるという段取りまでは決まつてないということですね。

つまり、国鉄共済年金の方が現在支給開始年限を何年かかけて引き上げているわけです。まだ

それは終わつてないわけですね。今五十七歳でしようか。そうすると、それが終わるのを待つてから厚生年金の引き上げに入るのか、待たないで厚生年金の方の給付開始年限の引き上げに入るのか、そういうことについてはまだ決まつてないということですか。

○藤本国務大臣 そういうことでございします。

○菅委員 それと、自助努力の内容について、この有識者の報告書を見ますと清算事業団にもう少し負担をしてもらおうという議論が含まれておるようですが、清算事業団、お金の問題は大体大蔵省がやつておられると思うので、つまり土地とJR各社の株を持つておる、株については二兆二千億程度を当初見通しているということだったので、あるいはそういうもので予定よりもたくさん、何といひましようか、将来売却資金が予想されることも十分あるのじゃないか、そういう場合、そういうものもこの自助努力の中の一要素として考へているのか、その点について大蔵大臣にお聞かせをいただきたいと思ひます。

○藤沢政府委員 清算事業団の負担も検討をしてみたらどうかという報告書の記述でございしました。この報告書が言つておられますことは、先生御承知でございします。旧国鉄時代の保険料率が成熟度との見合いで決して十分でなかつたことから見て、事業主としての負担が十分でなかつたと思へるような部分があれば、ひとつその辺を勘案して清算事業団の負担が必要ではないかという指摘がございました。

このような指摘に対してどう対応していくかということにつきましては、報告書の趣旨を踏まえまして、他の自助努力の問題と絡めまして、これから鋭意検討をしていくべきものと考へております。

今先生から御指摘のございましたJRの株の問題でございしますが、JRの株と申しますか、清算事業団が持つております株式は確かに一兆二千億でございしますが、そのうちの七千億は実は地下鉄の株でございします。したがひまして、JR各社の

株式というものは五千億、正確に申しますとたしか四千六百億ぐらいであったと思います。そういうことでございいますから、この二兆二千億がまた何倍、何十倍にもなるだろうという話で物を考えるわけにはいかないと考えております。

いづれにしても、御承知のとおり、もともとの長期債務が二十五兆六千億からスタートいたしました。現在、土地も売却できまじし金利がどんどんふえておるといふ状況で、二十七兆ぐらいにきておるといふ状況でございいますから、土地の問題でございまいしと、あるいは今おっしゃられた一兆二千億であるのが私が申し上げた部分であるのかは別として、株の問題といたしたようなものでどう対応していくといたしましても、そこからどんどん余りが出て、それでどういふものにとんだん対応できるのではないだろうかというようにことを考えて議論をしていくわけにはいかないだろう、こう思っております。

いづれにいたしましても、この株云々というところはかなりまだ先の問題でございまいしと、ここで申します清算事業団というもののどのくらい考えてもらえるのかというところはかなり喫緊の課題というところでございいますので、その株の問題とや切り離したような感じで議論が進むのではないだろうか、こんなふうに思っております。

○青委員 次に、国民年金の、これは検認率という表現になるんだそうですが、いわゆる掛金を掛けていない人がかなり多いというのを私は予算委員会等でも指摘をしたことがあるのですが、この現在の状況と、それに対して、簡単に言えばこれだいたいと思っているのか、それともどうかしなればいけないかと思っているのか、それについての厚生大臣の見解を伺いたいと思います。

○水田政府委員 お答え申し上げます。

六十年度の未納率は一六・三％でございいます。もちろんこれは一号被保険者グループだけをとって見た場合ということに相なっているわけですが、このように来ると、人口の流入の非常に激

しい大都市部においてやはり大変未納率が高いということになっておりますので、私も、やはり自動振り込みあるいは毎月払という保険料を納めやすい環境づくりをすることが大事であるというふうに考えておるわけでございいます。

もちろん、前回の年金改革において給付水準の適正化を図ることによって最終保険料も大幅に引き下げを図りまして、できるだけ国民の皆さんに負担しやすい保険料にしていっていただこうと、今後やはり給付改善なり受給者の増に際しては保険料の引き上げは避け得ないところでございますが、その場合もできるだけ急激な負担増にならないように、なだらかな保険料の負担の引き上げでこの制度の維持、確立を図っていくように最大の努力をしております。

○青委員 これは総理にもよく認識をいただいたと思いますが、いわゆる高齢化社会の大きな柱である年金の、しかもいわゆる基礎年金と言われ、すべての国民に対して最低限は保障しようという、それが未納率一六・三、たしか六十一年度はもうちょっと高い数字だったと思いますが、こういうことがほとんど常態化している、二割弱の人が実際には年金を受け取るようになって受けて取れないという構造が次第に定着化しているということなんですね。

そこで、これは一つの考え方として厚生大臣に。つまり基礎年金というのはいずれの国民が最低限の保障を老後に受けられるという考えをとる、一応建前上とされているわけですが、実際には今言ったように二割近い人がそれから、自主的であるかいろいろな社会的な原因があるかは別としても、外れている。やはり国民の最低限の老後保障という場合に、こういう定額制の掛金という形がなじむのかどうか。先ほど言ったように、義務教育と同じように六十五歳なら六十五歳になったからこういう年金の保障が得られる、七十歳になったらこういう医療の保障が得られるということでは考えれば、そういう保険制度になじむのかという議論が一方であるわけですが、厚生大臣としては

どうお考えですか。

○藤本国務大臣 この前、青先生から、今の国民年金の掛金を払っていない人の問題、大変大きな問題があるというお話を承りまして、すぐ帰って勉強したわけでございいますけれども、今、年金局長が答弁いたしましたように、なかなか複雑で難しい問題がございまして、これはこれとして、私も真剣に今勉強しておりますのでもう少しお時間をいただきたいと思います。

今、この基礎年金部分について、これを全額国費で負担したらどうか、こういう御指摘であります。そういう考え方も確かに私はあると思っております。しかし、やはり日本の国の社会保障の制度というものは社会保険方式をとっておるわけでございまして、これは何と云っても一つには受益と負担との関係がはつきりする、それからもう一つは制度の効率的な運営が可能である、こういう二つの利点からこの社会保険方式というものがとられておるわけでございまして、今日国民の間で定着をしておるといふふうに私は思うわけでござい

ます。ですから、この方式をとる以上は、保険でございいますからやはり保険料を中心に考えて、それに国費を適切に組み合わせるということになるわけでございまして、この組み合わせの割合については、まさにこれは国民の選択に負うところであるというふうに考えておる次第でござい

ます。○青委員 この受益と負担という言葉はなかなか保険にとつては大義名分になっているわけですが、これは先ほど申し上げたように、七十歳以上全部の老人医療とか六十五歳以上全員の年金というものが、個別的グループじゃないわけですから、トータルです。つまり世代間のトータルの話ですから、そういう意味では、いわゆる狭い範囲の加入者相互だけの相互扶助の受益と負担の関係が明確だというのからいえば、もつとその枠をはるかに超えているんじゃないかということでの問題提起を一応しておきたいと思

います。もう一つ、せんだって、やはりこの委員会でし

たかどこかの委員会で、国民年金基金、つまり自営業者は現在基礎年金部分しか年金を受ける公的制度がないわけですが、そのときのいろいろな議論でも、厚生年金と同じような二階建てを自営業者にも認めるべきじゃないか、つくるべきじゃないかという議論があつて、前向きな動きがあるというように聞いていますが、具体的にどんな展望でそのことが進んでいるのか、お尋ねをしたいと思います。

○藤本国務大臣 この点につきましては、国民年金から基礎年金という六十一年の大改正がございまして、自営業者も被用者もすべて同じまじいわけの一階建て部分ができたわけでござい

ます。被用者グループにとってはその上に二階建て部分があるわけでござい

ますが、しかし自営業者に關しては被用者に比べまして二階建て部分がな

い、基礎年金だけだ、こういうことになるわけ

ましようか望んでいる部分だと思ひますので、ぜひ積極的な取り組みをお願いをしておきたいと思ひます。

それから、もう一度全体の話に戻りたいのですが、総理に特に尋ねたいというのか考えていただきたいのですが、たしかことしの初めの予算委員会でしたか、国民負担率に関する仮定試算というものが、大蔵省なりあるいは、とにかく出されたと思ひます。

この中で、あるいは先般の議論の中で、どこまで国民負担率を見通すのか、あるいはどこまでは仕方がないけれどものあたりで抑えたいと考えているのか、そういう数字の中でいろいろと、例えば四〇%台の前半とかいろいろな数字が挙がっているわけですが。

しかし、この試算を見ると、実は昭和六十三年度、三六・六の国民負担の中で社会保障負担は一・一なわけですが、ですから、どうでしょうか、三分の一弱なわけですが、例え七十五年度、国民負担率が四一・五、その中で社会保障負担率というのは一四から一四・五、さらに八十五年度になると国民負担率が四五・五から四六・五、その中で社会保障負担率は一六・五から一八・五、そして逆に言いますと、その差の租税負担率は六十三年度と七十五年度を比べても二ポイント程度しか上がらない、六十三年度と八十五年度を比べても三ポイント程度しか上がらないのに、社会保障における負担率の方はそれをはるかに超えて上がっている。

つまり、ここはまさに税制協議の委員会ですけれども、国民負担率を考えると、税負担は余り上がらないけれども、実は社会保障負担率の方が相対的にますます上がるといふのがこの試算になつていくわけですが、税負担の中でもクロソンの議論がもちろんあるわけですが、社会保障の中心についても、どういふ形の負担がいいのかという議論が必ずしもまだ十分になされていらないと思ひますね、先ほど来、老人保健法なりあるいは基礎年金の問題について、社会保障が適正なのか社会

保障が適正なのか、こういう議論についての見解を聞いたのは、そういうものを含めて見ないと本当の意味の国民の負担あるいはその内容が見えてこないのではないか。

そういう意味で、一概に結論を出すつもりは私にもまだありませんが、少なくとも社会保障負担率の伸びが租税負担率の伸びよりもかなり高い勢いになることが予想されているということについて、私はやはり検討すべき要素がかなり含まれているのではないかと、つまり先ほど申し上げたように、社会保障で取るべきものと、本来社会保障として全体の枠組みの中で考えるべきものとが入りまじっているのではないか、そのように感じるわけですから、そのトータルの中で総理の見解を伺いたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 確かに私も議論しますときに、これは税制の議論にいたしましたも、将来展望における国民負担率、やはりおっしゃるとおり、率直なところが社会保障負担と租税負担とを足したもので議論してきております。それで、どの辺までがいいかということ、これはお互いいろいろ議論があるかと思ひますが、一つの前提を置いた仮定計算をした場合、今委員がおっしゃったような数字は出てまいります。今の場合、政府としては、あれはたしか昭和六十年基準でございまして、ヨーロッパのそれよりもかなり下回るところでというふうな表現をしてきておるわけでございます。

今おっしゃったのはさらにその中で、例えば御議論の中で出ております基礎年金に対する議論がございまして、これは私なりに勉強したことがございまして、生存権の最低保障というのはいかに、基礎年金というのはいかに保障理論の上へ立つべきものか、また全然とじやございせんが私なりに仕分けをしてみて、そこでその中へ幾ばくか入らなければならぬというものが、国費負担の議論は今後とも残っていく議論だろうというふうに思っておりますが、そういう議論

論も確かにしてみなければならぬと思ひわけでありま。

社会保障、生存権の最低保障というふうな考え方、最低保障じやございせんが、今先ほどおっしゃった義務教育の考え方も申しましたように、そういう範囲へ全部押し込むというのはいかなかに難しい問題だと私は思ひますが、この議論を進めていくに当たっては、やはり社会保障の分野として保険理論で支えられる分野というものがトータル福祉政策の中で詰めていかねなければならぬ問題だという問題意識は、私もこれは十分に持つておるところでございます。

したがって、国民負担率の中の、租税負担は長年の経験によりまして弾性値等を掛ければおよその青写真が描けてくるわけでございますが、一方、社会保障負担の方は、なかなか高齢化社会を迎える場合の医療費などいろいろの考えますと、これは単純な弾性値で進むものであるとは私と思ひませんので、その辺の究極の仕分け、これはやはり議論して見る必要がある。今何ぼぐらいに思っているかと言われれば、それを定かに答えるだけの自信は私にもございせん。

○菅委員 ずっと高齢化社会の問題についてお尋ねをしてきたわけですが、今総理が最後に言われたように、大いに議論すべきだ、今結論めいたことは自分でも言えないと言われている、まさにそのとおりだと思ひます。ですから我々野党はもとこの議論をしなければ、これは決して重箱の隅の話ではないわけですから、いわゆるこの国民負担率がどうなるか、その中の極めて大きな部分を占める社会保障なり社会保険の問題がどうなるかという、財政の中ではある意味では一番大きな問題と言つてもいいぐらいの問題なわけですから、そういうものの議論が抜け落ちたまま、いわゆる政府の提案の法案の審議というものはなかなか入れないというのは、今総理みずから言われたことの中でも実証されたのじやないか、こんなふうに思ひわけです。

きょうのこの面での議論はここにどめて、もう一点、やはりこの基本構想の中でも資産課税の適正化、いわゆる不公平の問題を指摘をいたしております。もう時間が余りありませんので大まかな点だけになるかと思ひますが、その中で、株については相当議論がされているわけですが、特に土地のキャピタルゲイン課税がどうもなかなか浮かび上がつてこないというのか、どうしていいかということが政府の方からも出されてこない。この点について、三お尋ねをしたいと思ひます。

まず国土庁長官、新たに長官になられて大変御苦労だと思ひますけれども、今国土庁で、これは総理の指示があつたというふうにも報道がおりますけれども、土地基本法の制定に向けて努力をされている。そういう中に、いわゆるキャピタルゲイン課税ないしは土地税制に関してもそういう枠組みの中で議論をしよう、あるいはすべきだという議論なり報道が聞こえてくるわけですが、そういうものを含めて、現在、土地基本法の準備の状況なりについてお話をいただきたいと思ひます。

○内閣府大臣 ただいまお話がありましたように、きょう第二回目の土地基本法に関する懇談会を午後から開く予定にいたしております。早急に結論を出して国会に提出の準備を進めていこうというところで鋭意努力をいたしております。

ただいまの御質問に対しましてお答えを申し上げますと、土地対策を強力に推進するためには、さきに政府で決めました総合土地対策要綱に基づきまして、開発利益はその一部を社会に還元し、社会的公平を確保すべきこと、土地の利用と受益に応じた社会的な負担の公平等の基本的認識が総合土地対策要綱にうたわれております。この基本的な認識を生かして今後の土地税制のあり方を検討するために、現在行つております土地基本法に関する議論の中で関係省庁とも十分協議をいたしまして早急に結論を取りまとめた、こう考えております。

○菅委員 野党四党は、既にいわゆる不公平税制

の十項目の第二項目において、まさに今国土庁長官の言われた開発利益あるいは受益に対する負担の公平化というものを念頭に置いて土地税制の改革案を具体的に提示をしているわけだ。

一つには、固定資産税評価額を公示価格水準にそろえるべきではないか、そのかわりに小規模な宅地所有の人たちに対しては減免をする、あるいは営業が妨害されないように、営業に支障がないように何らかの措置は講ずる、それはもちろんですが、基本的にはそういった固定資産税評価額を公示価格に近い公示価格に合わせるべきではないか、これを含めて幾つかの提案をしているわけだ。

この議論はもうこれまで何度も他の委員会でも自治大臣とは意見を交わしたわけだけれども、自治大臣に、この野党案に対する見解と、もう一つは、保有税トータルについて土地税制においてやはり何らかの手当が必要ではないかということについて聞いているわけだけれども、もし野党提案に対して否定的な見解を述べられるのであれば、逆に大臣の方からそろそろ、野党の提案はこういう点の問題だけれども自分の方はこう思うのだというものがあれば、ぜひ聞かしていただきたいと思っています。

○堀山国務大臣 確かに土地税制をとらえる場合に、いわば土地政策という土地政策というのか、あるいは税制をすれば地価対策、こういう面から税制を考へることは当然でございますが、今国土庁長官がお答えになりましたように、いわゆる土地政策についての広範な検討を進められている段階でございます。ですから、私がむしろ自治大臣として答へ得る範囲内のもので、現行の取得、保有、譲渡、こういうものに適正な課税がなされているであらうかどうか、こういう問題を絶えず考へなければならぬわけでありまして、御案内のとおり、地方税に占める資産課税は約六兆円でございます。特に市町村における固定資産税は五兆何がしかでございます。市町村税の約三分の一を占めているわけでございますし、この三分の一を占める固定資産税はその資産の保有

を前提として課税をするものでございますから、時々、菅委員がお話しになられるように、むしろ税制の強化をすべきではないかということがございしますが、善良な方々が保有を前提としてどの程度負担能力があるかということを考えますと、これを一挙に高めることは全国的な平均から見ますと大変難しい問題でございます。ただ、東京における地価の高騰とか一極集中だとか、あるいは他面、過疎というような問題をとりえて、土地の税制からこれをどう見直すかという問題になります。また別個な問題があるかと思いますが、なかなか私自身結論を持っているわけではございません。

いずれにいたしましても、そういう普遍的な税源である市町村の大変大切な税でございますから、一挙に高めることによってこれが流動化を進める、そういうことになりましてむしろ安定社会を崩す要因にもなるのではないかと。

ですから、今委員御指摘のように、確かに資産の問題で株、証券に対する意見は高まりましたけれども、土地に関しては残念ながら正反対の意見がございまして、もともと固定資産税、特に住宅用地やその他の固定資産税は下げるべきだという意見。ですから、現実には今減税額は約一兆二千億になっておりまして、現在の宅地の課税は約五千億でございますから、倍以上のものが既に減税という減免の対象になっているわけでありまして、片や、地価高騰に従って固定資産税が上がることに對して減免をすべきだという意見、あるいは土地の流動化を助長するために土地に対する課税を強化すべきだ、これは、もちろん先生の御っしゃるところは決して宅地の課税強化ということではなくて、法人やその他の遊休、広大な土地に對してだと思ひますけれども、その識別が、あるいはどこでその線を引くことができるか、地方税の範疇内で考へることは大変難しい問題でございますので、土地政策全般でこの問題の考慮を圖つてまいりたいと思ひます。

なお、幾つかの評価額がございしますが、なかなか言うべくして一本化が難しいという現状、こういうものも踏まえながらなおその検討を進めてまいりたいというふうに考へております。

○菅委員 自治大臣、もうこの議論は何回もやって、率直に言ってもう少しおわかりいただけたかと思つたのですが、今何か非常に矛盾を言っていて困つていようなことを言われたわけですね。私は何度もそれは矛盾ではない、両方が解決できるのだ。つまり、その基準が三百三十平米なら、三百三十平米以下は今程度の水準で課税をするけれども、それを越えたところについては実勢価格に近い、せめて公示価格水準で課税をすればいいじゃないか。こういうことは野党提案の中でも説明をしてきたわけだけれども、他の委員会でも指摘をしてきたわけだけれども、そうすれば自然に、大量に土地を持つていようところの人はそれを高度に利用するからあるいは売却をする。自分の家だけ持っているような人は、大体百坪といえどもまあその水準でしょからそれだけの内側はそんなに追い出し税なんかにならぬ。何度かそのことは申し上げているので、決して矛盾をする、それでどっちをやつていいかわからないなんというにはならないわけですね。

この問題はもう繰り返してまいりますので、もう一つだけ相続税で、これはなかなか微妙な問題もあつたわけだけれども、農地の相続、私は農業地域における農地の相続というのは、農業を守るといふ立場でやられるのは当然だと思ふのです。しかし、東京などの三大都市圏、市街化区域内なんというところは、確かに農地であっても、ある日突然ワンルームマンションが建つたりするわけですね。突然そこに何か大きな建物が建つたりするわけですね。例えば、農地相続といふものがどうなつていくのか。例えば、東京の一反、三百坪の畑、これが農地の畑の場合、相続税評価は幾らになつていきますか。

○伊藤(博)政府委員 東京の場合のケースでございますが、先生お話ししの価格は農地価格で言つておられるかと思ひます。それで見てまいりますと、東京は現時点、田畑十アール当たりが九十五万円でございます。(菅委員)それは田んぼでしよ(とつぶやき)失礼しました。畑の方は八十四万円でございます。

○菅委員 総理、おわかりですか。十アールというのは大体一反、三百坪です。田んぼであれば九十五万、畑であれば八十四万。私の住んでいる武蔵野市でいえば実勢価格が大体二百万から三百万はするでしょう。これは一反です、一反ではありませぬ。それが三百坪で八十四万とか九十何万なんですよ。一坪になるとその三分の一。結局、土地をたくさん持っている人というのは、大都市でいえば個人では従来農地として持っている人なわけですね。

先ほど申し上げたように、農業を守ることが非常に重要だと思ひます。しかし、そのことと大都市における土地を考へるときに、これは固定資産税でもいろいろ宅地並みの課税の議論が山とありまして、農地の相続についても、都市の土地についてはそれでいいのかという議論をやはりちゃんとして議論の場なんですから、それを、よくわからない農業投資価格なんと言つて、農業投資価格なんというのはいくらも調べるまで知りませぬでした。それがそういう数字になつていふことなんですね。

そこで、そのことも含めて、もう時間も少なくなりましたので総理に特にお尋ねというか見解をお聞きしたいのですが、例えば経済企画庁が六十三年度の国民経済計算年報で出している数字を見ますと、六十一年度の日本の総資産は四千五百二十四兆円です。その中で土地の総資産は千二百六十二兆円です。約千三百兆円に對して土地に對する固定資産税が幾らかかっているか、聞いてみましたら約二兆円です。ですから、千三百兆円に對して二兆円ということは〇・一五%ぐらいでしよるか、実効税率は、また、この千二百六十

と、東京は現時点、田畑十アール当たりが九十五万円でございます。(菅委員)それは田んぼでしよ(とつぶやき)失礼しました。畑の方は八十四万円でございます。

○菅委員 総理、おわかりですか。十アールというのは大体一反、三百坪です。田んぼであれば九十五万、畑であれば八十四万。私の住んでいる武蔵野市でいえば実勢価格が大体二百万から三百万はするでしょう。これは一反です、一反ではありませぬ。それが三百坪で八十四万とか九十何万なんですよ。一坪になるとその三分の一。結局、土地をたくさん持っている人というのは、大都市でいえば個人では従来農地として持っている人なわけですね。

先ほど申し上げたように、農業を守ることが非常に重要だと思ひます。しかし、そのことと大都市における土地を考へるときに、これは固定資産税でもいろいろ宅地並みの課税の議論が山とありまして、農地の相続についても、都市の土地についてはそれでいいのかという議論をやはりちゃんとして議論の場なんですから、それを、よくわからない農業投資価格なんと言つて、農業投資価格なんというのはいくらも調べるまで知りませぬでした。それがそういう数字になつていふことなんですね。

二兆円の中で、たしか昭和六十一年の一年間だと
思いますが、一年前との比較でいうと土地だけで
二百四十四兆円の値上がり利益、キャピタルゲイ
ンがあったということです。

しかし、現実にはこの二百四十四兆円に対して
どうやって課税ができるか。売却をしなければ譲
渡益にはならない。固定資産税は、先ほどの自治
大臣の答弁のように、いろいろあつてそう簡単に
は上げられない。ですから、二百四十四兆円とい
うのは、企業でいえば含み資産、個人でいえば何
と云うのでしょうか、資産としてずっと大きくな
っているけれども課税対象にはなっていない。も
し、千二百六十二兆円の土地に対して地方税法で
言うように一・四％税金をかけたなら、私もこのと
おりかけていいとは思いませんよ、思いませんけ
れども、もしかけたら十八兆円ぐらいになるのだ
ですよ。もうほかの税制改革なんというのは一つも
要らなくなるわけですよ。

そういう意味を含めてどうでしょう、総理、い
わゆる資産課税、株はいろいろ議論があつたわけ
ですが、土地の議論については残念ながら私が知
る限り政府側から何一つと言つていいぐらゐ出て
こない。これについての総理の見解を伺いたいと
思います。

○竹下内閣総理大臣 菅委員が、予算委員会でご
ざいましたか土地対策特別委員会でございました
か、昭和二十一年の自作農創設特別措置法のと
きの話でございます。それはあなたのお生まれに
なつた年であつて、私は最初の農地委員をやつて
おりましたので、それから関心を持ってその法律
をもう一遍読み直してみました。だが、確かに現
状とは全く乖離——全くというか、もう全く乖離
しておるという感じは持つたわけでございます。
しかし、いつも議論しますように、今の考え方
は、いわゆる未実現の所得に対する課税という論
議を避けて通るわけにはまいらない問題だと私は
思います。したがつて、税制上のお答えは、特別
保有税とか、また地方税の基本税の一つであると
ころの固定資産税であるとか、そういうものにあ

り方を総合してこれは検討すべき課題であるとい
うふうにとめておるわけでございます。

そこで、あの土地対策特別委員会ができて、そ
れこそこれも四党で土地基本法というものを、私
も十分読みましていただきました。それで、あれか
らやはり基本法というのが単なる哲学で終わらな
い形のものが何となくつかないかというところ
とが、それに刺激を受けて、内海さんのところで
今懇談会をやつていこう。そうすると、あそこは
税制を議論する場では必ずしもございせん。
税制を議論する場では必ずしもございせん。
ただ、あれだけの面々がおそろひになつて御議論
いただければ、一つの方向性と言つて少し税調の範
疇を侵すようになりませんが、一つの見識がいろ
んな形で集約されるのじゃないかという期待感
も持ちながら、あの懇談会の推移を私も大変注目
しておるというのが現状のお答えにならうかと思
います。

○菅委員 じゃ、これで終わります。

○海部委員長代理 これにて菅直人君の質疑は終
了いたしました。

午後一時より再開することとし、この際、休憩
いたします。

午後零時四分休憩

午後一時一分開議

○海部委員長代理 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

質疑を続行いたします。吉井光昭君。

○吉井委員 昨日、政府は「長寿・福祉社会を
実現するための施策の基本的考え方と目標につ
いて」という高齢化社会の福祉ビジョンを発表さ
れたわけでありまして、この中で、シヨートステ
イは五万床程度、またホームヘルパーは五万人程
度の確保、デイサービスは将来一万人所、特養、老
人保健施設を合わせて定員五十万人程度、また国民
負担率を五〇％以下に抑える等、若干の数字が示
されているわけですが、総理が言われるように、
これは政府としてはぎりぎりのもののようにあり

ます。これを見ても、二十一世紀を目前にして、
私はこの急速に進展する高齢化社会への対応はま
さに二十一世紀最大の政治課題であると思つた
わけですが、まず、こうした高齢化社会に取り組
む総理の抱負をお伺いしておきたいと思つた。

○竹下内閣総理大臣 私どもが国会に出ました昭
和三十年代、福祉国家という定義はどうか、こん
な議論をしたことがございまして。そのときに、お
よそ働かざる国民が、その能力、適性に応
じて職場のある社会、そしてその意欲あるなしに
かわらず、いろいろなハンディがあつて働け得
ない人々には国が徹底的な社会保障政策を行つ、
こんな定義づけをしたことがございまして、それ
は今にして思えば、やはり何か完全雇用的な角度
から見た福祉の入り口だったような気がいたして
おります。

したがつて、今前提に置かれた高齢化社会
というふうなものを前提に置きますと、やはり長
い生涯を健康で生きがいと喜びを持って過ごすこ
とができるような活力に満ちた長寿・福祉社会実
現、これがそういう前提に置いた福祉政策の基本
ではなからうか。そうすると、そこに年金、医
療、福祉という問題がおのずから浮かび上がつて
くる、こういう感じに私自身も時代の進展とも
に変化してきたのかなという感じを持つておるわ
けでございます。

○吉井委員 今総理から抱負をお伺いしたわけ
であります。この福祉ビジョンからいいますと
も、今後厚生省の役割というものはまさに重かつ
大といえますか、そう言わざるを得ないわけであ
ります。ところが、今年度までの厚生省予算に対
しての大蔵省の考え方は余りにもシビアなもの
がある、そのように思われるわけでありまして、
そこで、まずシリーニングの問題について、六十
四年度厚生省予算の編成ということも絡ませまし
てお尋ねをしたいと思つた。

政府全体の六十三年度の概算要求基準は、これ
はシリーニングですが、対前年度予算の一・八％、
六十億の増額となっております。これに対して厚

生省予算は、六十三年度の当然増見込み額が七千
億、このように言われておりますが、一省だけで
政府全体の増額枠をオーバーしてしまつたわけ
で、国保制度の改革であるとかまた医療費適正化の推
進、さらに厚生年金の国庫負担の繰り入れ特例の
増額で国庫負担を削減をし、対前年度四千四百億
の増額で概算要求を行つたわけでありまして。そし
て年末の予算編成では、ここからさらに政管健保
の繰り入れ特例などで千四百五十億円の削減とな
っているわけでありまして。

このような構図は五十七年度予算以来毎年ほと
んど同じような形で行われてきたわけで、厚生省
の削減策が尽きることのないような感じさえする
わけですが、中身を見ますと、これにはいろいろ
な異論があるかもしれないが、医療保険や老人
保健制度の改革と補助率見直しを別にすれば、国
庫負担の繰り延べを初めとする財政の帳じり合
せの多いのが目につくわけでありまして。

また政府は、シリーニングは特別公債依存体質か
らの脱却と公債依存度の引き下げのために、
このように言われるわけですが、一般会計は新
たに年金や医療保険から借金を始めたわけ、これ
では借金返済のための借金にすぎないわけであ
ります。

また、これは特に抜本的税制改革という大
きな流れがある上に、最近の税収の伸びも非常に
いい。例えば六十一年度決算で租税、印紙収入を当
初予算と比較するならば、一兆三千百六十八億
の増額、六十二年第二次補正で同じく当初予算に
比べて一兆八千九百三十億の増額となつておりま
す。六十三年度も税収は好調のようでございます
し、もはや原則マイナス一〇％シリーニングを
かけても、歳入は十分足りるのではないかと
言われているわけですが。

何よりも諸外国に例を見ない速度で進行してい
る高齢化のために、社会保障給付費は著しい伸び
を示しておるわけですが、このような財政の帳じ
り合わせの手法ではその限界に達しているわけ
で、こうした点を考え合わせますと、今こそシ

リングの撤廃あるいは緩和などの何らかの見直しをすべきときではないかと思うわけですが、この点につきましては総理、そして大蔵大臣、厚生大臣からのお考えをお伺いしたいと思います。

○宮澤国務大臣 政府は、従来から、概算要求基準のいわゆるゼロベース、続いて最近ではマイナスベースということで予算編成をやってまいりました。

これは財政のエゴということではございませんで、国民経済の現在並びに将来を考えますと、どうしてもここでいたさなければならぬというところで、各省庁の協力を得てやっております。ただ、これは、ただいま吉井委員の言われましたような要因が毎年ございまして、このような中でともかくゼロベース、マイナスベースのリングをやりました。つきましては、厚生省の理解と協力に負うところは非常に多いでございます。

他方で、そういう中で制度あるいはその運用についていろいろ改良の工夫もなされてまいりました。これはある意味で金が足りないということの、いわば一つのそこから生まれる工夫でございますけれども、そういうこともいろいろに行われてまいりました。ただ、ただいま言われましたような事情は、非常な協力を得ているだけに私どももよくわかっておりまして、最善限しなければならぬことは、これはしなければならぬという、だれが考えてもそうであると思っております。

そういうことではございますが、税収も好調であるから云々、この好調がいわばいつときだけのものと、そうでない部分とに必ずきつと分かれていくのであらうと思いますが、なかなか予断を許しませんし、ともかくも赤字公債の新発を六十五年度にはやめたいという、これは非常に大きな仕事、目標を、財政のエゴという意味でなく、この委員会でもたびたび御指摘のありますように考えておりますのでございまして、六十四年度予算編成のものは別といたしまして、六十四年度予算編成

におきましても、やはり従来の厳しい方針は貫かざるを得ないだろう。この点は既に閣議において御了解を得ているところでございまして、各省庁の大臣の御協力を得まして、何とか足りないながらも最小限の御満足いただけるような予算編成をいたしたいと考えておるところでございます。

○藤本国務大臣 厚生省の予算につきましては、御承知のように既に十兆円を超えておりまして、うち七割が年金、医療の予算であります。人口の高齢化に伴いまして、年金、医療の予算につきましては当然増の性格があるわけでございまして、一律のシーリング枠の中でおさめるということとは極めて困難であるわけであります。そこで、これら当然増の経費につきましては、特別枠を設定をいたしまして対処されているわけでございまして、限られた予算の中で社会保障の水準を確保していくために、今後とも必要な予算の確保につきましては最大の努力を払っていかねばならぬ、かように考えております。

○竹下内閣総理大臣 シーリング枠を見直す時期が来たんじゃないか、大要そういうお尋ねでございます。我が国の予算、たしか決算ベースで見ますと、昭和二十八年に一兆円を総額超えました。それから四十七年度予算のときに十兆円、たしか十一兆ぐらいいったと思います。しかし、一方概算基準の設定というのは、昭和三十六年度でございしたか、五〇%という大変なものでございすけれども、それが設定されて、概算要求基準におけるシーリングというものは、私は予算編成の手法からいいますとそれなりの意義がずっと今日まで継続しております。

ただ、その率の問題ということになりますと、御案内のように昭和五十五年が一〇%でございしたか、五十六年が七・五、五十七年がゼロ、それから五十八年からいわゆる今吉井委員御指摘のマイナスシーリングという中で、いろいろな工夫をしてございまして、調和を図りながら予算編成をしてきておるわけでございます。

と同時に、一方、財政再建のいつも申し上げますが第一義の目標は、六十五年度赤字公債依存体質の脱却ということになりますと、自然増収があれば、それだけのものは可能な限り出納整理期間内における公債発行額を減すことによって、それに充当するということにございす。六十五年度赤字公債におきましては、六十五年度赤字公債の脱却という目標に向かって進むとき、先ほど大蔵大臣からお答えもございましたように、一つのシーリングの決定というものは閣議決定を既に終えて、今各省の知恵の出どころというところで協力体制をお願いしておるところでございますので、御理解をいただきたい、このように考えるところでございます。

○吉井委員 今厚生大臣もちょっと触れられましたが、いわゆる当然増経費の問題でございしますが、政府は七月十五日の閣議で六十四年度予算の概算要求基準を決められたわけですが、それによりまして、政府全体の概算要求基準額は九千億増、これは対前年度比二・八%増ですね。この中で厚生省関係分では四千六百億増、これは対前年度比四・四%の増となっております。これに對しては当然増経費、これは医療費及び年金等で六千億、このように推計をされておまして、結局厚生省の予算要求では、六千億からその基準増加額の四千六百億を差し引いた約一千四百億、これをまた削減をしなければならぬ。これに對してまた法改正でもされるのか、一体どのような措置を講じようとしておられるのか。厚生大臣、この点はどうか。

○藤本国務大臣 御指摘のように、我々が考えております当然増と概算要求基準で認められました金額との差、千四百億程度あるわけでございまして、それを今後どのようにして対応していくかという問題は、実は正直申し上げまして極めて頭の痛い、また難しい問題でございす。考え方としては、医療費の適正化ということもあつたし、またその他の問題もあると思つて、今後年末の予算編成までに知恵を絞つて

対応を考えていきたいというふうに考えております。

○吉井委員 先ほど総理も、各省庁で知恵を絞り合つて、このようにおっしゃっておりますが、各省庁とも五十七年度からずっと、もういろいろな知恵を絞り尽くしてきたのではないかと、このようないふたすわけではございません。

そこで、繰り延べの特例措置の扱いについてお尋ねをするのですが、これも去る七月十四日に厚生大臣が大蔵大臣に厚生省予算の要請をされた際に、厚生大臣は、厚生年金の国庫負担繰り延べの特例、これはいわゆる六十三年度までの措置となつておるわけですが、六十三年度ベースで三千六百億、過去の繰り延べ累積分と利子を含めまして、約二兆四千億程度になるわけですが、これ以上繰り延べを続けることは、やはり国民の年金制度に對するところの信頼を損ねることになりかねない。したがって、六十四年度は繰り延べをやめて、本来の姿に戻すべきじゃないか。また過去の繰り延べ累積分については、六十三年度からでも早期の返済を検討してもらいたい旨の強い要望があつた、このように聞いておられるわけですか。

これに對して大蔵大臣は、厚生省の要請は十分に理解できる、そして繰り延べの特例措置は、厚生大臣の意見を十分に受けとめて年末の予算編成までに相談をしたい、また過去の累積分の返済問題は、大変厳しい問題であるが検討すべき課題であることは認識している、このようにお答えになつたと聞いております。

超高齢化社会を迎えつつある現在、国民の最大の不安はやはり老後の生活であります。土地は高い、そして物価も高い、税金も高い、医療費も高い、安いのは生活保障の年金だけだといふのは、余りにも夢がないわけでは、せつなく行財政、福祉ビジョンも提示をされ、技術税制改正もやろうとするのであるならば、もうこれから過去の借金はいくらに清算をした上でスタートすべきではないか、このようにも思つております。六十三年度に同じく期限切れとなる補助金等の臨時特

例等に関する法律による国庫負担の原状回復を早急に行うべきであると思つていますが、総理、大蔵大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○宮澤内閣大臣 厚生年金の国庫負担の繰り延べ等の問題も、先ほど申し上げましたように厚生省当局のいろいろな御協力を得てやらせていただいていることですが、六十四年度以降この措置を延長するかどうかということは、やはり年金財政の安定、国民の年金制度に対する信頼といったようなことはまことに大事なことでござい

ますし、他方で国の財政の事情もございまして、それらを勘案しつつ、六十四年度予算編成の中で、厚生大臣と御相談をさせていただきながら検討してまいりたいと思つております。

なお、過去の累積分の返済についてでございますが、これはせんだつても申し上げたところでございしますが、とにかく一般会計が特別公債に依存をしている、赤字公債を出しておるといふ現状を脱却いたしましたときにできる限り速やかな処置をとりたい、それまでひとつお許しを願いたいというふうに考えておるところでございます。

○竹下内閣総理大臣 この点につきましては、今大蔵大臣からお答えがあったとおりでございます。なかなかすぐ特別の問題等につきましても、私が大蔵大臣でございましたときに古屋自治大臣等との文書を作成したこともございまして、それについては十分責任を感じておるものであります。

○吉井委員 次に、政府の福祉ビジョンについてお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、我が国のノーマライゼーション、この意義についてお尋ねをしたいと思います。政府の福祉ビジョンの中にも「ノーマライゼーション」を基本理念とする、このようにうたつてあるわけですが、社会福祉というものは、すべての人が人間らしく生きる権利、そして自立した社会的人間として生きていく権利を持っているという、そういう考え方を土壌として展開すべきものだと思うわけですね。人口の高齢化、そして核家族化

の進展に伴う社会に対して、福祉の需要もまた非常に多様化、高度化し、いろいろと変化をしていく中で、これに有効に対応するための理念となるものが私は福祉のノーマライゼーションと考えるわけですね。

ヨーロッパ諸国におけるノーマライゼーションは、これは徹底した福祉政策を見ればわかるように、お年寄りや障害者が地域生活の中で何の差別もなく、そして何の境界もなく通常の人と同様の生活をしていくことと比較しますと、少々異なるような気もするわけですが、我が国における福祉のノーマライゼーションとは一体どういうことを指しているのか、この点について総理と厚生大臣に伺いをしておきたいと思つております。

○藤本国務大臣 福祉につきましては、よりよい生活をするための努力ということが基本にあると思つてございまして、そのためには個人の自立自助、社会の相互扶助、公共のサービス、この三つが側面としてあるわけでありまして、この三つが適切に組み合わせられるところに福祉の充実があるというふうに私も基本的な考えでおります。

それからノーマライゼーションの問題につきましては、かねがね公明党の基本的な福祉政策の一つであることを承知いたしておりまして、つまり高齢者、また身体に障害のある方が一般の市民の方々と同様の生活ができるような社会をつくるという理念、ノーマライゼーションでございまして、この理念、考え方というのはまさに厚生行政を進めていく上での基本的な考え方の一つであるというふうに認識をいたしております。

○竹下内閣総理大臣 いわゆるノーマライゼーションというものが国会で議論されて、それがもちろん官報号外に載つておるのはいつかと思つて調べていたところ、昭和五十五年一月三十日の速記録がございまして、まさに国会での議論として取り上げられた初めてのケースであるというふうに聞かされております。ここにいらつしやる藤波さんも労働大臣として答えたりしてお

れるのをきのう読ませていただいたわけですが、基本的には、高年齢者であれば、ノーマライゼーションというものは、高年齢者であればはいお体の悪い方であつて、そうしたハンディキャップを背負った人たちが存在しておるといふことを対象にしていろいろな施策を行うのでなく、その方々が社会の中にいらつしやるのがノーマナルな状態だといふ前提の上に立つて、ある種の大変な意識転換でございまして、そういうことに立つて諸施策を行うべきであるというのが基本的な考え方であらうというふうに考えております。

○吉井委員 そこで、我が国の社会保障水準ですが、組合健保が初めて赤字になったのは老人医療費のツケを回されたせいである、このように健康保険組合連合会が発表をしているわけですが、厚生省も老人医療費増で政管健保の台所も火の車で、来年度の保険料アップも必至だ、このようにおっしゃるわけですが、このようなお年寄りに肩身の狭い思いをさせる調査結果が相次いで発表されているせいか、年をとつたら医療費を使わずにぼくくりと死んでほしいと、あちこちから責められていくような気がすると漏らすお年寄りも少なくない、このようにも言われております。

では、果たして我が国は社会の先輩をそんな気持ちに追い込むほど貧しいのだろうか。まず見きわめねばならないことは、老人医療費を含めた我が国の社会保障費というものが経済の規模に比べて大き過ぎるかどうかという問題。社会保障研究所の発表によりますと、一九八三年の先進各国の数字を比較いたしますと、国民所得に対する社会保障給付費の割合は、スウェーデンが四三％、フランスが三七％、西ドイツが三一％、イギリス二六％、アメリカが一八％に対して日本は一四％である。医療給付も同様の傾向を示しているわけでありまして、他の国々が日本より高齢化が進んでいることを割り引いて考えたとしても、私は決して高過ぎることはない、このように思つてござい

ます。また、先ごろ開かれたある新聞社主催の「不安なき老後」というシンポジウムで、ある大学教授は、個室制のナースングホーム、無料の二十四時間体制のホームヘルプサービス、またすばらしい障害者用補助具センター等を備えるデンマーク並みの老人の在宅ケアと施設ケアを日本で行うためには、追加経費が年間三兆四千億円必要であるとの試算を示しているわけですね。もちろんこれは小さな数字ではありません。しかし、我が国の活発な経済活動全体の中で支え切れないほどの額であるかどうか。そうした比較できる資料を含めて、政府は国民にわかりやすい判断材料を提供すべきときではないかと思つてござい

ます。ちなみに、世界に先駆けて福祉国家をつくり上げた国だけに、スウェーデンという国には盲目の福祉大臣が誕生をしております。ベングト・リンドクウィスト氏、五十二歳ですが、ごく一般の家庭を持って普通の生活をしていらつしやる。書類に目を通し、サインする作業は大変なハンディを背負っているわけですが、こうしたことをハイテク技術と秘書を武器に見事に克服していらつしやる。何度も挫折をしかけたことだらうと思つていますが、こうした人の存在は、同じ障害者に、また国民に大いなる希望と勇気を与えてくれ、またこうした人が本当の意味での心の通つた、人の痛みがわかる福祉行政のできる人ではないか。我が国におきましても、体の不自由な方、母子家庭の母子、ひとり暮らしの老人、そして寝たきりの人を介護している方々の苦しみ、悩みを本当に理解できる大臣や内閣であつてほしいと願つたのでありますが、先ほどの質問に対する御答弁とあわせて、この点についての御所見をお聞かせ願いたいと思つております。

○藤本国務大臣 我が国の社会保障の水準と欧米の社会保障の水準が一体比較してどうか、こういうことではございますが、概して申し上げますと、今日までの努力によりまして、欧米の社会保障水準に我が国の社会保障水準も到達しておると言つて決して過言ではないと思つております。

御指摘のように、そういう水準は同じでありな

がら、社会保障の給付費の国民所得に対する割合が欧米に比べて日本は低い、これもまた事実であるわけですが、この最も大きな原因は高齢化の差でございます。日本の人口の高齢化率一〇・六に対してヨーロッパにおきましては一五〇程度であるわけでございます。やがて二十一世紀には、今の欧米並みの高齢化率一五〇前後に日本も到達するわけでございます。その時点では現在の国民所得に対しての負担率は約倍ぐらいいなるということでございます。金額も水準も欧米と同じにそのころにはなるといふふうに考えております。

それから、厚生行政を担当する者に対しての心構えとしていろいろの御意見がございました。私もまさにそのような考え方で厚生行政、特に福祉の点につきましては大臣として対応していかなければならないと言ひ聞かしておる次第でございます。

○竹下内閣総理大臣 確かに御指摘のとおりでございます。それから、今後人口の高齢化が進むに従って、我が国の社会保障給付費の規模も増大していくというふうに私も思います。一つには、我が国のいわゆる働ける年齢が広がっており、あるいは失業率も低い、こういうようなこともあるいは一つの要素かもしれません。しかし、基本的には高齢化社会が進行していけば、それだけの給付はふえていくということは十分念頭に置くべき問題である、そのとおりであると思ひます。

人生五十年と言っておりますが、男性が五十を越えたのが、これは平均寿命の話でございますけれども、昭和二十二年五〇・〇二歳でございましたか、それから、私が国会へ出ましたときに覚えております数字からいいますと、今十一歳延びております。男女ともに十一歳。目方が三貫目、身長が三寸、こういう覚え方を私いたしておりますが、それが人口構造の中でさらに高齢化社会が進行してある。これからそれがヨーロッパ並みの水準になっていくから、それについては心していきなやならぬ問題だということは、厚生大

臣からお話がありましたとおりであります。それから、厚生行政の中にスウェーデンの例をお引きになりましたが、私は、その人はたまたま社会保障担当でありましたが、そういうハンデを背負った方が、それは社会保障担当じゃなくとも、総理大臣であられるいは外務大臣であられる大蔵大臣であられる、そういう社会が本場の成熟した、いわゆるおっしゃるノーマライゼーションの本場の理想的な終局的な姿じゃないかと思ひながら、話を聞かせていただいたところでござい

○吉井委員 では次に、福祉行政組織の整備についてお尋ねをいたします。

高齢化社会への体制整備でまず第一に必要なことは、行政組織の体系的整備ではないかと思ひます。高齢者問題は、従来からその弊害が指摘されているところの縦割り行政では無理じゃないか。各分野がばらばらにかかわるのではなくして、総合的かつ一貫性を持って対処するのがやはりあるべき姿ではないかと思ひます。例えば寝たきり老人対策を一つとて、施設、サービスの低水準や在宅サービスのためのマンパワーの不足に加えて、保健、医療、福祉の連携は不十分で、国民が望んでいる患者、家族を中心とする総合的、継続的支援体制の確立ということにはほど遠いような気がいたします。

したがって、高齢化社会への各種対策の整合性を確保して総合的に施策を遂行するためには、総理府に総合的に高齢化社会問題を扱う専門的な機構を設置して、そして行政組織の改革や事業執行体制の明確化を図る。また、各省庁の高齢化対策を見直して、そして体系的、整合性の観点から行政組織の整備などを進め、各省庁間で有機的に連携できるような対策を講じる必要があるのではないかと。また、政府の諮問機関、審議会等はやはり相互に乗り入れをして審議をし、そして高齢化対策については整合性ある提言もできるようなにしたらどうか、このように思ひますが、総理の御意見を聞かせ願ひたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 基本的には今おっしゃったような考え方に基きまして、総合施策の展開が必要だということから、昭和六十三年の七月でございまして、内閣に長寿社会対策関係閣僚会議を設置して、そして大綱を定め、そして雇用・所得保障、健康・福祉、学習・社会参加、住宅・生活環境等各般にわたる施策をそこで調整をしておる。総務府においてこれは中心となつて、関係各省庁の緊密な連携のもとに総合的な対策を進めていこう、こういう考え方でござい

○吉井委員 では次に、福祉五カ年計画の策定についてお尋ねをしたいと思います。

昨日の本委員会で政府から提出されました福祉、行政改革の両ビジョンの審議の中で総理は、両ビジョンの実行については五年刻みぐらいのところで議論をしたい、このようなことをお述べになつたようですが、さらにもう一歩踏み込んだ、両ビジョンの具体的な目標を計画的に実行するための総合福祉あるいは総合行政改革五カ年計画の策定をどうかと思ひますが、どうで

例えば、総合福祉計画は、高齢者を含めて国民だれも健康で文化的な生活が営める最低限度の水準を下回らないようナショナルミニマムを設けて、そして住宅、年金、教育、就業、医療、福祉の六つの分野について目標を設定し、これを実行する年次計画を明らかにすることだと思ひますが、やはりこうした具体的な計画を立てて進まない、ただ抽象的な長期展望では施策というものは進まないと思ひます。したがって、五年刻みぐらいついては具体的な計画をどうするか、五年計画で、五年刻みであるならば一年ごとの計画も策

定をして、そして着実にその方策を進めていくということが私は大事なことでないかと思ひますが、この点、総理、いかがですか。

○竹下内閣総理大臣 確かに私申し上げました。「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について」こういうものをお出しした。これは言つてみればまさに長期の一つの青写真である。一方ナショナルミニマムというのは、社会経済状態の進展によってそれは変化してくるということもあり得るでござい

○吉井委員 では次に、ホームヘルパーの人材確保についてお尋ねをしたいと思います。

昨日の政府ビジョンでは、七十五年度を目途に、高齢者等の日常生活の世話をする家庭奉仕員、すなわちホームヘルパーを五万人程度確保す

る、こういうことですが、確かに二十一世紀の高齢化社会を考えたときに、ホームヘルパーの役割として使命、これは非常に重いわけがございます。ところが、その仕事の内容はいわば非常にダイナミックな面が強いせいか、医師などのような社会的な地位には見られないわけです。また賃金面においても恵まれていない。しかもオーバーワークが重なったのでは、現実問題として人格のすぐれた有能な若い人材確保は極めて困難ではないか、このような気もするわけがございます。したがって、どうしたらそのような優秀な人材確保が可能と思われるのかどうか、これは厚生大臣、いかがですか。

○藤本國務大臣 高齢化社会におきます福祉の最大のポイントといえますか重点は、御指摘のように要介護老人の対策であるわけでございます。特に二十一世紀以後は、七十五歳以上の方の方が六十五歳から七十四歳までの方よりもふえるわけでございます。いわゆるオールド・オールドの方の方が増加をする、こういう状況でございますから、特に七十五歳以上の方々の要介護対策というものが高齢化社会の福祉の最大のポイントになると思えます。その対策として在宅における介護というものに重点を置くこととしておるわけでございますから、まさに家庭奉仕員、ホームヘルパーを確保していくということは、これは非常に重要な課題になるわけでありまして、量的と質的な両面がございまして、六十三年度では二万七千人の数でございますが、これを七十五年度には五万人にしたいと考えておるわけでございます。

それから一方、資質の向上につきましては、昨年度から講習会制度をつくりまして、そういうことによって資質の向上を図っておるわけでございます。在宅における老人の方々の介護の大きな柱としての家庭奉仕員の確保、これは今後とも最大限の努力をしてみたい、かように考えております。

○吉井委員 ホームヘルパーと並んで非常に大事なことは、いわゆるマンパワーの確保ではないか

と思えます。老人医療を含めた医療、福祉の質の向上は、ひとえに保健、医療、福祉サービスを担うところの看護婦さん、それから保健婦さん、そして理学療法士、作業療法士、介護福祉士等専門的なマンパワーの資質と量にかかっているのではないかと思います。にもかかわらず、昨日の政府ビジョンでは具体的な数字が出されております。

経済協力開発機構の国際比較によりますと、一般病院のベッド当たりの従事職員、これが最も少ない西ドイツでも一・一四人、そして欧米平均は二人です。ところが、これに対して我が国は〇・七七人です。我が国独特の寝たきり老人や長引く入院期間の背景には、このような安からう悪化する医療政策が潜んでいるのではないかと、こうしたことも聞かれるわけです。こうした事実を十分検討し、踏まえた上で政府は福祉ビジョンを具体的に描き出して、それを支えるマンパワーと費用をきちんと算出してほしい、このように思うわけですが、いかがですか。

○藤本國務大臣 六十二年厚生白書におきましても、マンパワーの重要性を初めて大きく取り上げておるところでございます。今後の高齢化社会における社会保障、社会福祉の充実を図るためには、最前線といえますが、現場で働くマンパワーの方々に負うところが非常に大きいわけでございます。そういう認識のもとに、二十一世紀に向かつて各分野でどれぐらいのマンパワーの必要があるか、こういうことを検討しておるわけでございます。また、おおよそ五百万人のマンパワーが必要だという結論でございます。これは、社会に新しく出ていく人口、数に比べて大変なウェートの数でございます。この五百万人をいかに確保していくかという問題は、これは非常に難しい、しかし大切な問題だというふうに考えております。

そこで、具体的に今の現状でマンパワーがまあ必要の程度充足しておる、そういう分野は医師、歯科医師等でございます。この方々については一応適正な水準でございます。それから介護、看護のマンパワー、これはこれから確保していくことが重要なわけでございます。このために寝たきり老人等の福祉に関する相談や介護のための人材の養成、確保のために社会福祉士及び介護福祉士法を制定して、ことしから全面的に施行をしております。

それから三番目に、OT、PTにつきましましては、今需給計画の見直しを行っております。さらに四番目に、看護職員につきましましては、地域の保健、医療のニーズを頭に入れて、新しい看護職員需給見通しを今策定することにしております。

それから五番目のボランティア等インフォーマルな部分のマンパワーの拡充、これは非常に大事でございます。特にボランティア活動の拠点づくり等必要な条件整備を進めまして、ボランティアの皆さんの活用と申し上げますと大変失礼になるわけでございますが、活動が十分に可能になるように、これは特に力を入れていかなければならぬ、かように考えております。

○吉井委員 もうちょっとあわせてお尋ねをしておきたいのですが、在宅と施設との介護サービスの比較です。在宅と特養ホームなど施設とでは、介護サービスにおいてどうしても質、量、それから費用の面で格差が生じていると聞いておりますが、一体どのような、どの程度の格差が生じているのか、また格差が生じないようにするためにはどのような方策がとられるのか、この点はいかがですか。

○藤本國務大臣 住みなれた家庭、地域、また隣人とか友人、こういう方々に囲まれて生活をした、これはお年寄りの願望でございますし、それは非常に望ましいことであるわけでございます。今後の特に高齢者の中で介護を要する高齢者につきましましては、施設よりは在宅で介護をしていく、こういうことに重点を置いておるわけでございます。そのためには、特に家族の負担も非常に進出というのものがこれからふえていくわけござい

ますから、そういうことも念頭に置きながら、家庭奉仕員とかデイサービスとかショートステイ、こういう施策の充実を図ってこれに対応していきたい、こういうことでございます。

それから一方、在宅で介護をできない場合につきましましては、この方々については、特別養護老人ホームとか老人保健施設とか、そういう施設を整備いたしましてそちらで対応をしていく、こういうことでございます。それで、御指摘のように施設のサービスに重点を置かれておったわけでございます。それを先ほど申し上げておられますように在宅介護、在宅サービスに重点を置かれます。そのためのインセンティブといえますか、そういうことがしやすくなるように、先ほど申し上げましたような施策の充実を図って対応してまいりたい。

この施設と在宅サービスとの差があるかないかということにつきましては、若干あると思うわけでございますが、この差をなくするようにこれから進めていくということも大きな課題の一つであろうというふうに考えております。

○吉井委員 今後の方向として、やはり在宅ケアということが非常に大きく取り上げられてくるわけでございますが、実際問題としてお年寄りを抱えて介護する場合、いろいろな問題といえますが、在宅介護というのはやはりこれは大変です。その家族にとっても非常に大きな負担、そういったことも十分に考えられるわけでありまして、したがって、在宅ケアを支援するために家族介護者を国が雇用するシステムのパートヘルパー制度、また在宅介護における経済的、精神的負担の軽減と施設介護の公平の観点から、いわゆる国税、地方税に寝たきり老人介護控除制度、この導入を図るべきだと思っておりますが、厚生大臣、大蔵大臣、それぞれのお考えはいかがですか。

○藤本國務大臣 在宅ケア支援のためのパートヘルパー制度、御提言がございました。考え方としては確かに一つの考え方であると思うわけでございますが、やはり我が国の場合は高齢者

が家族との同居を望んでおりますし、また同居率が高いわけでもございまして、家族の世話を受けながら生活をしておる。そういう実態から見ますと、その家族を社会的に雇用をしていく、そういうパートヘルパー制度というのは、これは今の日本の風土といえますか家庭環境といえますか、社会の環境にはなじまないものではないだろうかというふうに考えます。

対策としては、先ほど申し上げましたように、そういう家族の介護を支援するために、ホームヘルパーの制度であるとかデイサービスとかショートステイ、これらの施策を充実して、家族の介護の支援に当たるといことが適切であろうというふうに考えておるわけでございます。

○宮澤国務大臣 なお、その介護につきましては、税制の上でも特別の控除をいたしておりますことは御承知のとおりでございますが、一般の扶養控除、今度は三十五万円お願ひしようとしております。それから特別障害者控除を同じく三十五万円、それから同居特別控除、これを二十万円に引き上げていただいております。九十万円ということをお願いしているわけでございます。

○吉井委員 先ほどからのいろいろな御答弁で、これはどうしても在宅福祉へ大きく移行されるのではないかと思います。

政府の福祉ビジョンによれば、冒頭述べましたように、特養を初め老人保健施設合わせて約五十万人程度と言われております。これも当然必要なこととありますが、私は、ケアはどちらかといえば、やはり先ほど厚生大臣もおっしゃっておいましたが、施設から在宅への志向というものが非常に強くなっていることは事実だと思っております。統計によりますと、高齢化のピークは二〇二〇年から二〇二五年ごろになるだろう、このように言われておりますが、今までのスピードで高齢化というものが進みますと、平均寿命が九十歳近くになるのではないかと、そして高齢者の比率が三〇%を超すことも考えられるのではないかと、いう意見もあります。

そこで、こうした高齢者がどうしても避けて通れないのがやはり疾病という問題でございます。病気の多い高齢者という問題でございます。地域社会に介護者のいないお年寄りの場合は養護老人ホームに措置をされます。これは行政処分、本人にはもちろん選択権はありません。ところがここで寝たきりになる、また痴呆になりますという、今度はもっとスタッフの充実した特養へ移されるわけですね。そして半分以上の人が今度は病院で亡くなる。すなわち、極端に言えば、死ぬ前に三回もたらい回しということになるわけですね。これが果たしてお年寄りのためにいいことかどうか。こうしたことからやはり在宅ケアという方向に進みつつあると思うわけですが、これがもし住みなれた家で医療や福祉サービスを受けられればそれにこしたことはないわけですね。お年寄りが長年住みなれた我が家の畳の上で死ぬかどうかが、その決め手になるのが在宅サービスではないかと思っております。

ところで、福祉サービスには三つのタイプがあります。一つは公的サービス、すなわち行政機関の家庭奉仕員制度などの福祉サービスであります。この長所はといえば、信頼性が非常に高いというところ、そして低所得者にも対応できるということ。ところが、短所といえますと手続が非常に煩雑であるという問題。ホームヘルパーを要請する場合、どちらかといえば非常に緊急な場合が多いわけでありまして、ところが、ヘルパーを必要とする人は、まず民生委員のところに行政的なききいけがない。そして福祉事務所を通してそこで事情調査が行われて、そして判定会議があつて初めてヘルパー派遣。したがって、まず二、三週間かかるんじゃないか、このようにも言われております。ところがこのヘルパーも、今までの考え方、すなわち公的福祉事業の内容が生活保障であつたり、また施設中心の考え方であつたために、ヘルパーの社会的地位が非常に低かつた。これは先ほど申し上げたとおりであります。ところが最近になってやつと社会福祉士であるとか介護福祉士の

国家資格制度ができて、そしてケースワーカーの仕事として確立されることになったわけでありま

す。そこで、福祉サービスの第二のタイプというのは自発的サービス、すなわちボランティアです。この長所は、やはりお役所の欠陥がないというところ。ところが短所としては、やはり安定性がないということと専門性を欠くということ。

それから第三のタイプは市場型、すなわち営利を目的とするタイプです。この長所は、非常に質の高いサービスが期待できるということ、反面、短所としては、お金持ちしかなかなか利用ができないという問題。最近では介護福祉機器の開発というものが非常に進んでまいりました。これらのサービスの長所をうまく組み合わせたいくなら

ば、この在宅福祉システムは十分機能できるのではないかと、このように思うわけでありまして、こうした在宅福祉のあり方、将来像について厚生大臣はどのような御所見をお持ちか、お伺いをしたいと思ひます。

○藤本国務大臣 御指摘のように、今後の高齢化社会における福祉という問題を考えますと、いろいろ多様なニーズがございまして、またこれに対応してさまざまなサービスもあるわけでございます。今お話がございましたような三つのタイプのサービスがあると思ひます。その中でやはり基本的な、中心的なサービスは、何と申しても公的なサービスで対応していかなければならぬと思ひます。いろいろな多様なニーズに的確にこたえられるような民間のサービス、これも今後育成していかなければならぬと考えております。

ただ問題は、この民間のサービスを育成することによって公的なサービスの代替をしていくというところであつてはいけないわけでございます。役割分担を決めまして、公的サービスの補完を民間のサービスで行う、つまり公的サービスの分野を減らして、それを民間のサービスに肩がわりさしていくということであつてはいけないわけ

でございます。また高い所得の人は民間のサービス、そうでない人は公的サービスということであっても、せっかく社会保険という制度が教養というところから、国民全体のために所得の再配分機能を発揮しておるわけでございますから、そういう逆戻りをするようなことがあつてもいけないというふうに考えておるわけでございます。今後公的なサービスと民間のサービスが両々相まって、さらに高齢者の福祉が増進していくように大いに我々も努力をしていかなければならぬというふうに考えております。

○吉井委員 ところで、政府ビジョンでは、在宅の高齢者に対して昼間介護、また入浴、給食、それから日常動作訓練等、各種のサービスを提供するいわゆるデイサービスセンターを将来的には小規模も含めて一万人所程度を七十五年度までに目標とされているわけですが、これは私も大いに期待したいと思ひわけでございます。

今各所でデイサービスというものが行われているわけですが、これは非常に評判がいいわけですね。したがって、ほとんどお年寄りの方が利用されておる。ところが、やはりお役所仕事という制約とか、こういうところ非常に厳しい面も多々あるわけでございます。例えばお年寄りをバスが迎えに行く。ところが、お年寄りは大きい道路まで出かけていって、そこで待つておかないといけません。それから、小さなマイクローバスが小さな道へ入ろうとすると、そこに入るようなことがあつてはいけないという。お年寄りは大きい道路まで出るには時間がかかる。何とかこままで入ってもらえれば、ここで三人のお年寄りを同乗させることができるのに、やはりそれは入ってはいけないとか、そういう非常に厳しい問題がたくさんある、こういう声も聞いております。

ところが、これとは別に、長年住みなれた地元でより良質なサービスを低料金でいつでも受けられ、しかも条例によって、一定の担保があれば福祉金貸付制度であるいわゆる有償在宅福祉サービス事業があります。この代表的なのが五十五

年十二月に設立されました武蔵野市の福祉公社です。市の公的福祉活動を補完する目的で設置されたわけですが、非営利サービスでもあって、いまだ採算ベースには達してはおりませんが、市の財政援助を受けているわけでもありません。利用者にはなかなか好評のようでありまして、東京ではほとんどの自治体で普及しているようですが、全国的な検討及び財政的な国の援助をお願いしたい、こういう声が非常に強いわけでもございますが、厚生大臣、いかがですか。

〔海部委員長代理退席、瓦委員長代理着席〕

○藤本國務大臣 最近各地におきまして、今御指摘のように武蔵野公社のような活動が進められております。私もいたしましては、このような活動が一層推進されることはまことに好ましいことだと考えておるわけでありまして、これに対して国の助成という点につきましては、これらの活動は地域ごとの市民のボランティアなどの活動を前提としておるわけでもございまして、直ちにこれに対して国が助成をするというところは、今のところは難しいのではないかとこのように考えております。

○吉井委員 次に、出生率低下の検討及び対策についてでございますが、出生率の低下現象、これは今非常に深刻な問題であると思っております。その原因については、賃金であるとか教育面等いろいろと考えられるわけですが、さらに、結婚しても子供を生まない、また生めない状況が地価の高騰のもとで起きているのではないかと、このように思われるわけでもございます。もはや持ち家も持てないし、子供も一人欲しいのであるが、もし生めば部屋が足りないとか、また子供をもう一人生めば高い家賃のところに移転せざるを得なくなる。そのために地域において子供が減少していくというところは、その地域の人口の高齢化が一層加速される。そして保育園、小中学校の存廃問題が発生するだけではなくして、子供が生まれにくいということは家族ができないということでありま

して、これは社会保障、また社会福祉の将来にとってゆゆしき深刻な問題となるのではないかと考えています。家庭の扶養機能の低下とともに、老人保健施設の運営を支えるべき若きマンパワーの確保も非常に難しくなってくる、また保健施設としての機能、そういったことも発揮できなくなる、こういったおそれがあるわけでもございます。したがって、児童の出生率の問題の徹底した調査、分析の上でぜひ対策というものを早急に講ずべきではないかと思うわけでもございます。

児童は社会の宝、国の宝として育成する方向に立って、児童手当の拡充、そして教育費の負担軽減、そして住まいの保障等々の社会政策というものをひとつと充実させなければ、子供がだんだん減少傾向になってくると思っております。したがって、有効な施策等について大臣の御所見をお尋ねをしておきたいと思っております。

○藤本國務大臣 出生率の低下の問題は先進国共通の問題でございまして、我が国も出生率は低下をしてきておるわけでもございます。その原因についてはいろいろ見方があると思うわけでもありますが、やはり高学歴化に伴って結婚が遅くなる、晩婚ということも大きな原因であるかと思うわけでもあります。それによりまして、御指摘のように人口構成の中で占める生産人口というものが年々低下をしてきておりまして、我が国におきましても、二十歳から六十四歳までの生産人口というものが二十一世紀まではふえてまいるわけでもありますが、二十一世紀を越えまるとこの人口が低下をしていく、こういうことが見られるわけでもございまして、まさに高齢化社会の福祉のポイントは老人対策と子供の健全育成、こういうことだと認識をしておるわけでもございます。

そういう考え方に立ちまして、児童の健全育成というところについてはいろいろな施策があるわけでもございますが、児童館、児童センターの整備、遊び場の提供とか、そういう健全な児童の育成のための従来からの施策をさらに充実していくとか、それから今厚生大臣の諮問機関といったしまし

て、これからの家庭と子育てに関する懇談会というので二年がかりで専門家の皆さん方に集まっていたいただきまして、いろいろと子供の健全育成や家庭基礎の充実強化という問題につきまして、今専門的な御検討もいただいておりますわけでもございまして、そういう結果を踏まえてこれから対応していかなければなりません。特に来年度につきましましては、子ども・家庭一〇番、家庭の問題、子供の問題につきましまして相談に應じられるような制度も考えておるところでもございまして、今後とも、先ほど申し上げましたような高齢化社会対策の福祉の面におきまして最重点課題の一つ、児童の健全育成という認識に立ちまして、さらに力を入れてまいらなければならぬと考えておるところでもございます。

○吉井委員 次に児童手当制度、このあり方について若干お尋ねをしておきたいと思うんですが、昨日の政府ビジョンにも「出生率の低下や少子家庭の増大に対応し、子どもの養育や児童の健全育成に資するよう、我が国の実情に沿った児童手当制度のあり方を検討する」とあるわけですが、政府では九月から検討中というんですが、この検討に当たっては、そのマイナス面だけではなくして、国民が希望を保持するプラス面もぜひとも忘れないでいただきたいと思うわけでもございます。

また、政府の言われる「児童の健全な育成と家庭の支援対策の強化」という面から、ぜひとも災害遺児対策、交通遺児、これは余りにも悲惨であります。街頭ボランティア、これもやはり限度があります。したがって、そういった災害遺児にどのような対策を持っておられるか、あわせてお尋ねをしておきたいと思っております。

○長尾政府委員 児童手当制度についての先生の御質問でございまして、

児童手当制度は、御承知のように児童を養育いたします家庭の生活安定、それから児童の健全育成を目的としたしまして実施されてまいりまして、昭和六十年には、従来支給対象が第三子以降とされていたものを第二子以降に拡大するとい

た形の制度の改正を行ってきたわけでもございます。

今後の児童手当制度のあり方でもございますが、先ほど来先生から御指摘をいただいておりますように、出生率の低下の問題、それから家庭環境の変化、それから婦人の職場進出、生活構造の大きな変化、児童を取り巻きます諸状況、大変に変化をいたしておるわけでもございます。こういったいろいろな諸状況を十分に踏まえまして、なお今後の検討を進めていかなければならないと思っております。

先生御指摘いただきましたように、児童手当制度を充実していくということにつきましては、私もそのとおりと考えておるわけでもございますが、現行の制度の上におきまして昭和六十五年までの暫定措置の部分がございますので、いずれにいたしまして昭和六十五年度に改正を予定をいたさざるを得ない状況でございまして、したがって、中央児童福祉審議会のお許しをいただきまして、研究会を発足をいたしまして、今先生御指摘いただきましたような幅広い観点から、今後の児童手当制度のあり方について御検討いただくということでスタートをさせていただいております。

○吉井委員 交通遺児はどうですか。

○加美山政府委員 お答えいたします。

交通遺児対策についてでございますが、政府及び地方公共団体におきましては、交通事故による遺児対策といたしまして、その生活面、教育面等広範にわたって鋭意その解決あるいは援助を図るべく、次のような施策を講じております。

政府としての対策としましては、一、自動車事故対策センターの育成資金等貸付制度、二、財団法人交通遺児育成基金の育成資金貸付制度、三、高等学校交通遺児等授業料減免制度、四、財団法人交通遺児育英会の育英資金等貸付制度、五、財団法人自動車事故被害者援護財団の自動車事故被害者家庭に対する援護制度、六、財団法人道路施設協会等による交通遺児修学援助制度等ござい

附。

なお、地方公共団体におきましても独自に見舞い金等の制度がございますが、今後これらの充実を図ってまいりたいと存じます。

以上で入りを終す。

○吉井委員 次に、高齢者雇用の確保についてお尋ねをいたします。

政府レジョンでいきますというところ、六十歳代前半から六十五歳までの継続的な雇用確保を目標として種々立派な施策が挙げられているわけですが、果たして現実問題としてこれは可能かどうか、甚だ疑問を感じざるを得ないわけであります。各企業のいろいろな意識調査、そうしたものを見ましても、もう定年か定年に近いお年寄りについては、うちはどうでもいいんだ、それよりも若い力が欲しいんだという声が圧倒的であります。そういったことから考えて、この問題は非常に難しい問題ではないかと思ひます。

また基礎年金支給開始年齢が男性が六十五歳、女性は五十六歳となっているわけですが、十歳定年を全体の六割が採用しているかどうかであります。まだ五十六歳ぐらいからの定年が多いあります。現在では、年金支給までのこの間の五年から十年、これはやはり働かなければなりません。もし企業は、先ほど申しましたように若い労働力、パート労働力を優先しているのが現状であります。これを、強制力もない国がどう企業にこれらビジョンの実施について協力を得ていくのか、ひとつ具体的に御説明を願いたいと思います。

○中村國務大臣　御指摘のような高齢化社会が本格化する中で経済社会の活力を維持する、このためには何といひましても高齢者に、特に就業意思の強い高齢者に対しては雇用就業の場を与へる、確保しなければならぬ、これは労働省の役割からの重要な課題の一つでございます。御指摘のようにいろいろな隘路があると思います。しかし、何としても労働省は汗をかいて、精いっぱい努力をこれにささげなければいけないというふうに肝に銘じておるわけでございます。

そのためには、今何としてもやらなければならぬことは、まだまだ六十歳定年が本場に普及、徹底、定着しているとはいえない状況でございます。したがって、これらの面の普及徹底をまず第一になし遂げること、それからその上に立ちまして、その同一企業あるいは同一企業のグループ内で六十五歳程度までの継続雇用の道を推進してまいりたいというふうに考えております。

それからもう一つは、職業安定所、つまり労働力調整機能を強化する、安定所の職業をふやす、あるいは高齢者の雇用のための専門官を配置する等々の手だてを講じまして、高齢者の雇用確保の場を開拓していくというような努力、さらにはまた、生涯職業能力開発の理念に沿いまして、お年寄りがいつ、どこでも役に立つような、そういう職業訓練というものをきめ細かく機動的に運営していくということも大事ではないかと思っておりますし、また、今年増設をいたしております高シルバー人材センター、この仕事を通じまして高齢者の短期、臨時的な就業の場を確保する等々、いろいろあるわけでございますけれども、これらいろいろを総合的に組み合わせまして、何としてでも雇用確保の就業の場の拡大を図ってまいりたい、これが今私どもの考え方でございます。

御指摘のようにいろんな難い問題がありますけれども、難しくても何でも、なし遂げ得るたくましい意欲を持つて進んでいかなければいけない、このように考えております。

○吉井委員　政府ビジョンの中で「老後生活を経済的に支える所得の保障」ということがありますが、年金受給者の生活形態はさまざまであり、要とする人もいろいろですね。例えば十四万円の年金を受ける、そのうち十万円は全部施設介護、そしてあとの四万円が自分の小遣いとかですね。そこで、施設介護、在宅介護体制等の社会福祉をおくれている我が国においては、それらの体制が備とあわせて、いわゆる年金制度と福祉サービスが結合したところの福祉サービス給付型年金、こ

うしたものの創設がもうそろそろ必要になってくるのではないかと思うのですが、いかがですか。

○藤本國務大臣 厚生年金基金や、それから現在検討中でございます地域型の国民年金基金におきまして、福祉施設の活動の一環として、お尋ねのような福祉サービスという現物給付ができないかどうか、今検討してまいりたいと考えておるわけでございます。具体的には、先般創設いたしました財団法人シニアプラン開発機構、ここにお願していたいと考えております。

○吉井委員　おわらせてくださいと年金のことについてお尋ねをしておきたいのですが、いわゆる年金の原資の自主運用でございます。

一昨日、我が党の坂口委員が、存在財源の確保の一助として、年金積立金のいわゆる自主運用枠の拡大についてお尋ねをしております。そのときの

に大蔵大臣は、そのことは予算編成の過程で決ま
えになるとの趣旨の答弁であったように伺ってい
るわけですが、もう一度これを確認させていただ
きたいことと、やはり思い切った自主運用枠の拡
大は図れないものか、また図れないとすればその
理由はどこにあるのか、財政運営上支障がある
というところなのか、またリスクが大きいとい
うことなのか、それとも高利運用で期待できな
いというところか、お尋ねをしたいと思います。

○宮澤國務大臣 この問題につきましては、せん
だつても申し上げましたように、年金側の事情は
よくわかつております。特に将来を展望いたしま
すとそういう問題が確かにある。しかし、資金繰
用部側の事情も、これも御承知のとおりのこと
でございます。

年金福祉事業団に御融資をして、それを運用していただくという制度を始めました。これも、年金側の事情を私どもとしても決してわからないではないということの一つの証左でございますが、同時に資金運用部資金も、中小企業であるあるいはODAであれ、いろいろなところに国民経済の

利益になりますような使われ方をいたしておるの
でございますので、それで申し上げましたこと
は、これからの年金の展望、事情、それから運用
部資金の原資の問題等々をあわせて、予算編
成にかけてまして関係大臣とよく御相談をしてま
いりたい、こういうふうにご考えておるところでござ
います。

○吉井委員　では次に、老人保健制度の見直しについて、過日三つの提言が行われておりますが、その評価についてちょっとお尋ねをしておきたいと思えます。

老人保健制度については、「六十五年度までの間に制度全般を見直し、その安定化を図る。」と政府ビジョンにもうたっているわけですが、一方日本医師会は、去る十月九日、医療保険制度の統合一本化に向けての基本構想というものをまとめております。それによりますというのと、最終目標は地域保険への一本化としながらも、当面は現行制度の枠組みをほぼ維持した形で、新たに職域保険、地域保険、高齢保険の三本立ての制度にすることを提言しております。特に高齢保険については、対象年齢を現在の老人保健制度の七十歳から六十五歳に引き下げる、また、増加の一途をたどる老人医療費の財源対策として福祉目的税を導入をして、そして国庫負担を増額すべきだ、こういうことでございます。

また、健康保険組合連合会は二月に提言をまとめて発表いたしました。その中で、老人医療費の適正化対策として、慢性疾患は出来高払い制を改めて定額支払い方式とする。二番目に、本人の自己負担を今の定額から定率にする。三番目は、不必要な病床の老人保健施設への転用などを挙げ、必要の病床の老人保健制度を現行の医療保険から切り離して、財源を全国民が平等に負担する仕組み、つまり税金を財源にすべきだと主張しております。

さらに、冲中成人病研究所も研究レポートを発表しておりますが、これは、六十五歳以上を加え対象とする高齢者医療制度の創設を提案をしてお

ります。同制度は、まず六十五歳以上を現行の医療保険制度から切り離し、独自の公的制度とすること。二番目は、給付率は六十五歳から七十歳未満を八〇％、七十歳以上を九〇％にする。そして財源は、各医療保険制度からの拠出金と新設の高齢者医療目的税を充てる。四番目は、運営主体は市町村。そして五番目として、診療報酬を現行方式から高齢者にふさわしい体系と方式に移行させる。

こういったものが主な内容でございますが、以上の三つの提案に対しましてひとつ政府の御見解を伺いたい。また、老人医療の政策策定に参考となされる考えがあるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○藤本國務大臣 御承知のように、老人保健制度につきましては、六十五年度までに見直しをすることになっております。したがって、各方面の御意見や関係審議会の御審議を踏まえまして今後慎重に検討してまいりたいと思っております。この段階で今御指摘の三提言につきましては、私どもの御意見を申し上げるということは、これはひとつお許しをいただきたいとお願ひ申し上げる次第でございます。

○吉井委員 またちょっと逆戻りかもしれませんが、医療保険等については、行財政改革の分野で、社会福祉面の制度、施策の見直しを言っておられます。社会福祉といってもいろいろあるわけですが、具体的にはどの分野を想定されているのか、福祉レベルの切り下げということにはならないのか、国民はその点を非常に心配するわけでございます。

医療保険の給付と負担の公平化を理由に、その給付率を八割程度にするということでございますが、この場合、被用者保険と国保の保険料負担は、それぞれ片方はアップ、片方はダウンがあるのではないかと懸念もあつた。それとも被用者保険は給付率のダウンだけに甘んずるということになるのかどうか。また、難病等の公費負担医療について、基本的に今後は拡大強化の方向を

目指すのか、それとも縮小策をとられるのか、この点はいかがですか。

○藤本國務大臣 これは医療保険制度の一元化、給付と負担の公平を図る、この問題になるわけでございます。この医療保険制度の一元化につきましては、御承知のように老人保健制度と国保改革の見直しを六十五年度までに行いまして、その結果に基づいて、おおよそ七十年を目ざして、その結果に基づいて、医療保険制度の一元化の姿というものが現れてくるわけでございます。現段階では申し上げられるような段階ではないわけでございます。

ただ、考え方としては、今御指摘のございましたように、給付の水準はほぼ八割程度のもを現段階において考えておるわけでございます。また医療保険制度は各分かれておりますけれども、これについては現制度を存続させていこうというように考えております。しかし、それはあくまで六十五年度の老人保健制度と国民健康保険制度の改革の見直しを踏まえた上ではつきりとして上げられる、そういう段階になるわけでございます。この段階ではまだそこまで行っていないということを申し上げる次第でございます。

○吉井委員 では最後に、昨日の福祉ビジョン、この中に欠落したことがあるのではないかと思います。それはいわゆる高齢化に対応した住宅、住環境の供給ビジョンで、安心できる豊かな長寿社会を実現する上で欠かすことのできないのが、やはりこの住宅問題ではないかと思ひます。したがって、政府は二十一世紀の高齢化に対応した住宅、そして住環境というものをどのように整備をされていくつもりなのか。私は、このビジョンの中にこれは加えられてしかるべきものであると思ひますが、いかがですか。

○竹下内閣総理大臣 高齢者のための住宅、住まい環境の整備、この点の重要さを御指摘になりました。そのとおりであると思ひます。三世代同居等、私がたしか建設大臣のときでし

たか、覚えておりますのは、あの二世代ロンのをつくったときに、「じいちゃん、ばあちゃん、いらつしやい、おうちが広くなったから」これを一つ考えました。それからもう一つは、「おまえも大きくなったから、一緒にうちを建てようや」とか、あれは二世代ロンのことでございます。それからもう一つは、まさに同居推進のための、ただしローン制度でございましたけれども、それに対する標語をつくったことを覚えておりますが、やはりこの問題につきましては、住宅政策全体の問題はもちろんございませうけれども、重要課題として問題意識を十分持つていなきやならぬ課題だというふうに考えております。

○吉井委員 以上で終わります。

○海部委員代理 これにて吉井光照君の質疑は終了いたしました。

次に、岡田正勝君。

○岡田(正)委員 私の質問に入る前に、昨日我が党の米沢委員から、税制改革前後の直間比率はどう変化するかという問題と、消費税を導入した場合、政府関係予算ではどれだけ支出増となるかという点について質問をいたしました。質問と答弁との間で若干のずれがあったように見受けられますので、再度御答弁をお願いをいたしたいと思います。

○宮澤國務大臣 前段につきましては、昨日米沢委員に私が答えを申し上げましたので、私から申し上げます。

昨日米沢委員から、直間比率につきましての現状並びに今度税制改正によってそれがどのようになるかというお尋ねがございました。私は、これはうかつでございますが、自分が国税担当なのでございまして、国税のことをお答えいたします。国税ベースでは、現在は御承知のように六十三年度で七・二対二七・八である、まあ七・二対二八といったようなことでございまして、改正後はこれがおおむね二対一になります。すなわち、ほぼ六六対三四、平年度ベースではそういうことではないかということを申し上げます。

その後、米沢委員が何かその数字は違っているのではないかとことを言われておりました。私は気がついておりましたので、何も申し上げませんで失礼をいたしました。国税、地方税合わせますと、そうしますと直間比率は六十三年度で七・三対二一・七でございます。それが税制改革後はほぼ七・四対二六程度になるということでございます。

失礼を申し上げます。

○篠沢政府委員 消費税の導入に伴います国の歳出の方への影響額の問題でございますが、消費税の導入に伴いまして、国は当然その消費、サービスの購入者という立場で相当の負担増が生ずるわけでございます。そのほか、また物価上昇に伴う歳出への影響というものもございませう。実は、これらにつきましては六十四年度予算の中でどの程度の影響が生ずるかということを見込みますのは、予算編成の現段階ではこれはまことに困難でございます。六十三年度予算をベースにいたしまして、実は財貨、サービスの購入者として生ずる負担増の分を中心として大ざっぱな推測をしてみました。昨日お答えをいたしました三、四千億円程度ではないだろうかという数字でございます。

いずれにいたしましても、六十四年度予算編成に当たりましては、消費税法の成立を踏まえまして、消費、サービスの購入者としての負担増、それからもう一つ物価上昇に伴う歳出への影響というものを総合的に精査いたしまして、予算編成段階で所要額を適切に計上しなければいけません。このように思っております。

それから、米沢委員から、やはり政府・与党部内における税制改革の検討の過程で、影響額が二兆二千億という数字があったのではないかとのお尋ねがございましたが、これに対して明確にお答えを申し上げます。その点については補足をさせていただきますが、これは消費税率を五％と考へまして、かつ、国及び地方合わせまして六十五年度、いろいろな影響が平年度化、満年

それから、さらに同じ部内検討段階で消費税率
三%、この三%のもので、また国だけの、地方の

分はなしという国のみの六十五年度平年度の数字ということ、実は概数七千億という数字が最後に出たわけでございます。この中には、生活保護でございますとか年金でございますとか診療報酬などに對します物価上昇を通じた影響分というものが、そういうものが含まれ、それから、実は六十五年度の数字ということでございますので、六十五年度までの歳出規模の増加というものが根っこに入れたわけでございます。したがいまして、今回極めて大ざっぱな感覚として申し上げた財貨、サービス等の購入者としての国の直接的な負担分というものと、いろいろ少し食い違いがあるかと思ひます。

いずれにいたしましても、先ほど申しましたように、予算編成段階でこの影響額の所要額を適切に計上していくことは、大臣からも常々申し上げておるとおりでございます。

説明不足の点は失礼いたしました。

○岡田(正)委員 総理、竹下さん、外をござんなさい。もう抜けるような日本晴れですよ、きょうは。全く雲一つない。降水確率もまさにゼロなんですよ。こういう上天気でありますが、国会はリクルート疑惑で「政治家は宝くじよりリクルートと川柳で冷やかされ、また税革においては「弱い者を泣かせっぱなしの消費税」と川柳にうたわれるなど、その風当たりは非常に強いものがあります。かてて加えて、国民がひとしく御心配申し上げております陛下の御病状等もありまして、何となく国会の周辺は慌たしいものがありますが、本日ただいまの総理のお心は晴れですか、曇りですか、雨ですか。簡単に明瞭にお答えください。

○竹下内閣総理大臣 国会で税制改革をお願いして、その審議がこのように進んでおるといふこと

は、まさに晴れであると思っております。

○岡田(正)委員 いや、なかなかしたたかなものですね。雨と答えるかと思つて期待しておつたのではありませんが、それでは次の質問に入らしてもらいます。

総理は當選十回ですね。十一回ですか。十回ですね。——十一回。失礼しました。大事なところ、こういう失礼なことを言っちゃいけません。當選十一回、政權政党の総裁でもあります。その國でも立憲法の役割は、政策決定の中心であるよりかは、むしろ國政調査活動にその重点が移っているのが現状と思います。我が國の国会の中でも、調査なくして發言なしといつも言われております。政府の政策決定を側面から監視をし、影響を及ぼし、國政についてのさまざまな情報や問題を國民の前に明らかにすることが国会に求められていると思いますが、いかがでございますか。

○竹下内閣総理大臣 議会制民主主義を標榜して

おる国々、それぞれの輕重の度合いはございますけれども、今岡田委員の御発言は、私も同じような感じで持っております。

○岡田(正)委員　そこで、重ねてお尋ねをいたしますが、国政調査機能がさびついてしまったとしたり、それこそ議會政治の自殺行為ではないかと私は思いますが、いかがですか。

○竹下内閣総理大臣 調査機能がさびつてはいけないことは、これは私も同感であります。したがって、国権の最高機関たる国政調査権に対しては、行政府は最大限の協力をするというのは、いづつも申し上げておるところであります。

○岡田(正)委員 安心をいたしました。

それでは、本日私は、行財政改革一本に絞って質問を申し上げていくわけですが、その前にお聞きしたいことがあります。

去る八月四日、行革の鬼と言われました土光さんが九十一歳の生涯を閉じられました。土光さんは、今行財政の改革をあきらめるならば二十一世紀の日本はだめになると、道半ばの行革に最後ま

で心残りを見せていらっしやいました。竹下総理は、今日その行革の鬼、土光さんをしのんでどんな思いを持っていच्छやいますか。

○竹下内閣総理大臣 率直に申しまして、十九世紀に生を受けた人の代表的巨星落つという感じを抱いたことは、同じであらうと思っております。

どうかういふうに受けとめておったか。私、速記録をよく読み返します。読書家ではありませんが、速記録を読み返すことは恐らく相当なものであると自分で思っておりますが、そのときに土光先生と対して私の素朴な感情があらわれておったの

は、「増税なき財政再建」こういうことについて、これはまさに退路を断つたんだ、その気持ちでやらなきゃ安易な増税に走っていくよ、こういうことを言われておる。その土光先生のお論し書、こういうことを申したことがございます。若干後ろの方で爆笑をされましたけれども、あの言葉は私は土光先生にささげる言葉としては、ちょっと古い人間でございますけれども、いいことを言っておったなと思っております。

○岡田(正)委員 いやあ、まします。非常にいいと思います。

續いて総理にお尋ねをいたしますが、その総理は行政改革は道半ばと言われ、また税制改革と行政改革は車の両輪とも言っておられます。税制の抜本改革、消費税導入によつて国民に新たな負担を求めようとするならば、まず税のむだ遣いを徹底的に正す必要がある。その意味で行革をこれまでに以上に推進をしなければならぬと私は考えますが、総理の決意はいかがでございますか。

○竹下内閣総理大臣　私もそのとおりだと思つております。

私自身

私自身このことについていつも申し上げますのは、実際、大平内閣の際に大平行革というものは、言葉としてございました。しかし、その後、鈴木内閣のときに土光臨調ができてましてからの行革というの、答申を見てみますときに、あのとき考へえ及ばなかったのが結局三人の総裁がなくなつた

わけですが、三公社の民営というところまでは五十五年行革のときには突つ込み得なかった。これが突つ込まれたのはやつぱり大変なことではなかったか。まだ国鉄等いろいろな後ろ向きの仕事も、これは確かに残っております。国鉄共済でございませうとか、あるいはお余力になっていらっしゃる方々の今後の処遇でございませうとか、いろいろございませうが、サービスが大変よくなって、そしてみんなが率直に申しましてサービスの向上を喜んでおりますし、経営状態についてもそれなりの効果が出ておるといふことは、私は大変喜ばしいことだと思っております。

しかし、私なりにいつも考えますのは、実は私は大変興味を持っておりましたのは、古い話になりますが、まずは総定員法をつくるときでござります。国会であんまり関心のない問題でござりました。私は一生懸命そのときに総定員法というものと自分なりに取り組んでまいりました。それからいま一つは行政組織法というものであります。そういう原点議論というものをもう一遍し直さな

きやいかなぬ。目に見えるような、三公社が民営、そして国鉄のごときは分割になります。そうしたものが今直ちに描けないということが、国民の皆さん方には、やはり目に見えるものが實際問題としては一番関心があるんじゃないか。総定員法とかいうような問題になりますと、實際二万七千人ぐらいその間純減がありますし、あるいは財政改革の面については、あの当時の制度、施策そのままにすれば十三兆一千億、こういうようなものが節減合理化されたと言われまして、やはりこの民営のような形の目に映るものではない。したがって、地味だが、そういう原点議論というものを進めていかなければならぬということを常日ごろ考えておるところでございます。

○岡田(正)委員　いや、これはますます気に入りましたね。

実は私は、前内閣までNTTあるいはたばこJ R、三つの民営化が進みまして、大分進んだなというふうに感じておりましたが、それから後が

か、また株が予想どおりの価格で、これは二十倍でありましたが、価格で売れるものかどうかなど、幾つもの問題があることはもちろんであります。しかし、一つの方向、問題提起としてはまことに興味深いものがあると思います。

そこで、NTTに就いて民営化し、株売却を国債償還に充てることのできる特殊法人をこの際選別をするというお考えはないでありませんか。

○宮澤国務大臣 その点につきましては、この同じ書類の四ページの五というところに、NTTそれから日本たばこ産業株式会社、その前に旧国鉄と書いてございますが、それから特殊法人一般につきまして、あるいは沖縄電力株式会社につきまして幾つかを述べております。

この中でNTTにつきましては、もう既に昨年、一昨年百九十五万株、これは百五十万株でございますが売却をさせていただきまして、この売却代金は国債整理基金特別会計から国債償還に使わしていただいております。

たばこ産業は、御承知のように大変難しい仕事を背負っております。国内の葉たばこを使わなければならぬという大変難しい仕事を背負っておりますので、鋭意これが企業として、そういう葉たばこ生産者との関連も考えながら順調な経営ができれば、その結果として、願わくはこの会社の株も公開ができるという日の参りますことを大変に期待をいたしております。

それから沖縄電力につきましては、ちょうど今株式の民営化ということが行われようとしておるところでございます。

○海部委員長代理 岡田トシカツ君——失礼しました。岡田正勝君。

○岡田(正)委員 私の名前を呼ぶときに、マタカツ、こうよく言うのですよ。正勝なのにマタカツと言うのです。選挙のときにマタカツとアナウンスが言うものですか、生意気だといって怒られたこともたびたびありました。どうぞ委員長、気にせぬでください。

さて、宮澤さん、大蔵大臣、実は今私がお答えが欲しいのは、この国民経済研究協会というところが、これも遊びで出したのじゃないと思うのですよ。こういうまともなものを、相当立派なものを出していらつしやいますよ。こういうものまでお出しになって出していられしやるの、いわゆる民営化して株を売りたいや、それから国有地や何か土地を売りたいや。そうやっていけば百七十一兆からの金が出ますよ。そうすれば借金もなくなるじゃないですか。借金がなくなれば、今ある借金よりもたくさん金が入るわけですから、借金ゼロになるから、借金は利子も払わぬでいい、元金も払わぬでもいい。そうすれば、年間に十二兆から利子払いをしておるその金というものは九々浮いてくるわけですから、話半分といいたしましても、十二兆のうち半分をお返しすることができれば、当然利子の返却も半分になりますから、十二兆円の予算計上も六兆円で済みますので、そうすると六兆円はほかの方へ使えるわけですね。だから、そうなると消費税なんかに余り眼をさらして、ギャンギャン言わなくてもいいんじゃないのか、こういう国民の素朴な期待があるのですよ。こういうことに対してお答えをさせていただきます。

私はその次の質問として、NTT、JR、日本たばこの株、その他の法人の株、そういうものを一体いつごろどういうふうに具体的に処分をしていこうとなさつていらつしやるか、またその売却益はどのくらい見込めるものか。今、資本金の約二十倍が見込みが可能と言われておりますが、これはその時節によって変動がおりますけれども、およそ二十倍ということを見ると、大体の見当はつけられるのではないかと、どう思うのです。だから、その点の計画を政府はお持ちではないのか、その点を次に質問をいたしておきますから、計画があるならある、ないならないというところをお答えください。

なぜそんなことを私がここでやかましくお尋ねをするかといいますと、このお答えをいただきます

した二ページの一番最後のところに、「税外収入について、国有財産の適切な売却等幅広く増収策を検討し、その確保に努める」と、大変期待を持たせていただいております。したがって、もう一つ続いて質問をしておきますが、国有財産の売却についてここに書いてありますが、何をどのくらい売ろうというのであるか、それは何年にもどのくらい売っていくとするのであるか、その売却益の見積もりはどのくらいになるのであるかというところをお知らせいただきたいというところが私の質問であります。

○篠沢政府委員 まず、公団、事業団等を民営化して、その株式を売却して国債償還に充ててはどうかという御提言でございますが、無論公団等はそれぞれ固有の政策的役割を果たして、国の別働隊という形で特殊法人という役割を与えられておるわけでございます。

そこで、国の施策や事業を全般としてどういうふうな体制で行っていくか、法人の組織形態の変更というのが一体どういう影響を及ぼすことにならうかといったことで、恐らく極めて幅広い観点から勉強しなければならぬ課題ではないだろうか。当面の問題といたしましては、先ほどから大臣が申し上げておりますように、行財政改革の成果でございますこのNTTの株式というものを極力適切に、あとろ限り適切に売却をいたしまして、その収入を確保し、それによって公債の円滑な償還というところに努める最大の努力と工夫を図っていくことが必要かと思っております。

それから、日本たばこ産業株式会社に言及をされたわけでございますが、これは御承知のこととおぼしけられます。日本の株の半分はやはり国債整理基金に持たせていただいているわけでございます。今後の国債償還に円滑に対応していただきますための大変強い支えとなると考えるわけでございますが、このたばこにつきましては、NTTに比べまして会社の経営上の難しさとか、たばこ事業のこれからの実態といったようなものを見ませんとな

お答えにも「慎重に」という言葉がちらつと入っておるわけでございますが、やはり慎重に検討していかねばならない課題だということ、ちょっと難しさがございまして。

また、会社の経営実態のほか、金融・証券市場の動向というものを、常にこの株の売却の問題には出てくるわけでございます。そういうこともございまして、現在売却益は全部で幾らになるんだ、こうおっしゃられましたも、これを私どもが言及することはちょっと困難と言わざるを得ないと思っております。その点はお許しをいただきたいと思

それから、国有財産の売却ということでございます。国有財産と申しますと非常に広いものがある、いろいろあるかと思っておりますが、国有財産の現在額、いわゆる土地等でございますが、国有財産現在額、六十一年度末で台帳価格ベースで四十八兆円でございます。ただ、この大部分は国がその政策目的を達成していきたいということと保有をしておりますので、これをすべて処分するということはなかなか難しいかと思っております。したがって、国有財産の売却で国債償還高がぐっと半減できるんじゃないかということにつきましては、私どもとしては、それはいかげんなものであろうかなというふうに考えざるを得ないところでございます。

以上でございます。

○岡田(正)委員 今のお答えは私は大変気に入らぬのでありまして、例えばNTTにいたしましてはJRにしても日本たばこにしても、株です、株の問題について、それを全部売却するか売却しないかというのを、やはりこれだけ大きな税金の問題、国民の負担を新たに求める問題を論議するときは、大蔵省だけで物を判断するんじゃない、この財産は国民のものですから、新たな税金は国民が背負うのですから、そういう観点からいっても、とにかく売るのがこれだけありまして、どうしたいでしようかということとを相談する国会というものがあつたらいいと思

やくちやなことを言う議員さんはおらぬと思ひますよ。みんな常識のある方ばかりです。これは穩当な、至当な結論を得られるものと私は思つておるが、全部隠れておるからわからないのですよ。だから、そういうものを大蔵省だけじゃなくて、国会の場へ持ち出していただきたい。

同じく国有財産にいたしても、ただいま承りますと六十一年度ベースで四十八兆円ある、こう言う。これはなかなかだれが出ますね。だが、それも簡単に、おいそれと右左へ処分するといふことはまあ難しゅうございます、それは今考えられぬ、こういうことを言っている。それはやはり大蔵省が言うのでしよう。日本の国会が難しいとおっしゃったんじゃないんですね。国有財産も国民共有の財産でありますよ。だから、少しでも国民の負担を減らすことができるものがあれば、それを洗いざらい国会に持ち出して、皆さんの審議の俎上にのせていくということが一番大事ではないか、こういうことを私は思つておりますので、今の答弁は不満であります。

不満であるからといって、これは何遍も押し問答しても時間ばかり食つてしまいますから、これ以上申し上げませんが、私の言う意見というものは、国民に新たな税負担を求めようと今竹下内閣は考へておる。そのために頑張つておる。それならば政府としてやるべきことがたくさんある。今やつてゐる不公平税制の改革もそのとおり。行政改革もそのとおり。そして国有財産はこれだけある。しかしこれは手放すことはできない、これだけは手放せる。あるいは株の問題は、これだけは手放せる、これは手放せない。株なんかだつて、本言言つたら国民みんなが持てばいいのだ。政府がじつと抱えておる必要はない。私は、そういう理論に対して、だれも反対をなさる人はおらぬと自信を持って発言をしておるのであります。

ものがありませんが、どうしようもないのでこれらの負担をどうしていただかすかという御相談なら、私は非常に議論がかみ合うと思うのですよ。そういうことをなしにしておいて、もうこれ以上ようやれませんか、とにかく税金をふやしてちょうだい、風穴だけでもあけてちょうだいというふうなことになるれば、国民からいって、それは聞かれませんよ。

特に六十五歳以上の方々あるいは母子世帯の方、低所得の方々といふものは、時間がありまらんからそれだけにとどめをすけれども、その人たちは減税の恩恵なんてびた一文受けることはないんですからね。あとは負担がふえるだけなんです。言うなれば、日本で税金がかからぬのは空気がだけなんだから。今度は水道にまでかかるのですからね。そういうことを考えますと、もつと国民のやるせない、この場に出てきてしゃべるのでできない国民の気持ちになつて、政府は素つ裸になつて国民にそのあり方を、現状をお示しすべきではないか、そして国会にその対策をどうしたいかといふことを真剣に協議を申し上げるべきではないか。ひとり大蔵省の専断特許品ではないかと私は思つておりますが、宮澤さん、いかがですか。

○宮澤国務大臣 私は、岡田委員のおっしゃいますことに基本的に心から賛成でございます。ただ同郷のよしみだけではございせん。

殊に、今おっしゃいましたように、何も政府が株を持つ必要はないとおっしゃいますことは、世界的に国営といふことはどうも問題があるのではないかと、私もそう思いますものですが、できるだけやはりそうすべきものである。もちろん公社公団にしても、特殊法人にしても、国有財産にしましても、今あることには何か意味があるのであらうと思ひます。ですから、何でもかんでも民間に出したらいいんだというふうにはまいりませんと思ひますが、考え方としては、できるだけ用の済んだものはもういいではないか、民間でできるものはやらしたらいではないかという思想でやつてまいらうことは、私は、臨調の行政改革の思想とも相入れると思ひます。私も、私ども大蔵省は、正直申しますと、実は一生懸命財源が欲しい方なものでございまして、そういうことにはどちらかといへば熱心な方でございまして、ただいまもおっしゃいましたように、できるだけスケジュールを立てまして、国会にも御報告しつづやうしていただきます。

○岡田(正)委員 非常にまじめな、前向きな答弁をいただきました。本当にありがとうございます。お人柄がにじんでおります。決してこれはおへつてはありせん。今の答弁はよかつたです。私は大変気に入りました。

ですから、この際お願いしておきたいと思ひますが、新しい税金を国民の皆さんに負担してもらおうかといふこの国会であるからには、いわゆる政府はこんなものもあります、こんなものも持っています、その持つてゐるものはこつちへ直しておいて、とにかくこれはないことにして税金を負担してくださいと言つたのでは、通りが悪いです。よといふことを私は言つてゐるのであります。決して竹下さんや宮澤さんをひねつてやうといふつもりで言つてゐるのではないのですよ。だからその点を十分酌み取つていただきまして、そういうものを処分することができれば、そうすれば借金の額が減る。借金の額が半分減れば、十二兆円返しておるその返済額が六兆円で済む。六兆円で済んだら、今度の消費税は全部ひくくめて五兆四千億円。五兆四千億円よりも六兆円の方が高いのですから、そんなものを急いでやらぬでもいいではないですかという理論が出てくるのであります。やはり物を進めるのには、国民を納得させながら進んでいっていただきたいと思ひます。その点を強く強く希望しておきます。宮澤さんの真情にほだされましたから、次に行きます。

総務庁長官にお尋ねをさせていただきます。サンセット制度は現在、ある種の行政組織、補助金等について部分的に似たものが採用されてい

ます。また、総務庁の行政監察による定期的な見直しが行われております。しかし、それはあくまでも政府内部で行われておるだけであります。行政監察といふものを除けば、評価の結果も措置の結果も公表をされておられません。したがしまして、サンセット制度導入に当たつては、当該省府以外の第三者機関による評価と、それに基づく措置、結果の公表、特に国会の所管委員会または決算委員会への報告が必要ではないかと思ひます。私は、決算委員会をこういう形で活用されるということは大変大きな意義があると思ひるのであります。いかがでございせんか。

○高島国務大臣 ただいま御指摘のように、いろいろな機構なりあるいは新しい制度導入というやうな場合に、サンセット方式を導入すべきであるといふことにつきましては、臨調、行革審等においても指摘をされてゐるところであります。私どもが機構等を新設したことを認めます場合にも、厳格にそのことは審査をいたしてゐるところであります。そしてまた期限の到来したものについては、これを整理するといふ方針で進めております。現に機構等の改廃を行いました場合には、国会にこれを報告いたしておるところであります。

今後とも御指摘のような方針を十分堅持しながら取り組んでいきたい、こう思つておりますが、ただ一律にどれもこれもサンセットだといふことは、やはりこれは政治の安定性といひましようか、行政の安定性、継続性を確保する上において若干問題がございまして、そうした御趣旨を体して取り組んでいく所存でございまして。

○岡田(正)委員 では次に、自治大臣、大蔵大臣、建設大臣、お三方にお尋ねをさせていただきます。

地方自治体は国の補助金関連事務に忙殺をされております。地方自治経営学会の調べによりますと、こゝへ資料を持つてきておりますが、都道府県の事務の六割、市町村の事務の約四割が国庫補

せんので、その権利を保留させていただいて、本日はやめさせていただきます。

ありがとうございました。

○海部委員長代理 これにて岡田正勝君の質疑は終了いたしました。

次に、矢島恒夫君。

○矢島委員 不公平税制の問題では、我が党を除いて与野党で十項目について協議し、これを不公平税制の是正と称して審議せよ、こういうことはまず認められないということが一点。そして、そもそも企業献金を禁止すべきなのに、パーティーというところで脱税行為をやる、その上これに課税すること合法化してしまう、こういうことは断じて許されないというのが我が党の考え方であるということ。

そこで、私はパーティー問題で質問したいと思

います。

まず、自治大臣にお聞きしたいと思います。

政治資金規正法の第四條の三項を見ますと、「この法律において「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるものの以外のものをいう。」このように書いてあります。

そこで、例えばパーティーの出席の案内を受けて、そして、そのパーティーに出席することはできないけれども、その党のカンパということでは、例えば三万円のパーティー券を十枚買ったとします。この場合、これは政治資金規正法で言うところの寄附行為であると思いますが、いかがですか。

○浅野(大)政府委員 実際問題としてただいまお示されたような事例があるかどうかわかりませんが、政治資金規正法上は寄附というものについて定義を置いております。要は対価性の問題でございます。一般的に私も考えまして、パーティーをおやりになる、パーティー券を購入される、それは対価として行われているものだというふうに考えております。

○矢島委員 出席できないことを前提としてと私は

は質問したわけですが、いわゆる寄附行為だということがわかりました。

それでは、例えば政党や政治資金団体以外の自民党のある派閥が主催するパーティーの案内を受けた、そのパーティーに出席できないことを前提にして三万円のパーティー券を百枚買ったとします。この場合は三百万円になるわけですから、政治資金規正法の二十二條の二、二項、これに違反になると思いますが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○浅野(大)政府委員 最初に、出席を前提としないで購入ということがあるかどうか、ちょっと私よくわかりません。通常は出席するためにパーティー券をお買いになるのじゃないかと思っております。ですから、ただいまのお示しのような事例についてどうこうということをお示しなかなければ、寄附であるか否かは寄附制限の規定の適用を受ける。もともとそれが寄附か寄附でないかということと、ここで決まってくると思っております。

○矢島委員 私は厳密な法解釈を求めるために前提を置いて質問したわけでありました。寄附行為というところであれば、やはり百五十万円以上ということで、いわゆる政治資金規正法のかかわりからいえば、出席することを前提で買うという、これはまた一つの条件を置くわけですから、私の方の条件の置き方と今の答弁の置き方が違うという点だろと思うのです。

そこで、大体パーティー券を売るときにはパーティー会場に入り切れないほど企業に売っているのではないかと。これは寄附行為であって、まさにこの百五十万円を超える場合には政治資金規正法に違反するものだ。自治省としてはそういう実態を調査したことがあるのかどうか、お聞きしたい。

○浅野(大)政府委員 パーティーについての詳細な実態調査というふうなものはいましておりません。と申しますのも、私どもの立場でございますが、これは政治資金の状況というものを国民の前

に明らかにする、いわばその媒介者という立場に立っておるわけでございます。そういうところから、実質的な調査権も法律上認めておりませんし、そういうような状況の中で実態調査をしたこともございません。

○矢島委員 それではお伺いいたしますけれども、実際に出席しても、報道されておるような、そこでの経費といえますか。こういうものは会費の極めて部分的なものであるということは、どのパーティーを見てもそのとおりになっております。つまり、会費の大部分はいわゆる寄附になっていくというものが実態だろうと思うのです。まさに脱法行為と言わなければならぬと思うのですが、いかがですか。

○浅野(大)政府委員 ただいまの御質問は、恐らく、政治団体からの収支報告の中で、いわゆるパーティー等の事業収入の収入金額、それからそのために支出した金額を比較して、収入金額の方がそのための支出金額よりも相当大きいではないかということをおっしゃっているのではないかと思いますが、もともとパーティーの経費としては、通常はその会場の借り賃とか飲食物代とか、あるいはその案内状とかいろいろあるかもしれません、パーティー券の印刷費もあるかもしれません、いろいろありますが、そういうものだと思います。

ところで、対価性があるかどうかということ、パーティー全体が出席者にとって対価性があるかどうか、そういう点で考えるべきものだろうかと私も思っております。いろいろ有益な話も聞ける、あるいはそこでのいろいろな方々と話をすると、あることがある、そういう全体が対価性を持つておるといふことだろうと思っております。

○矢島委員 脱法行為であるということについてはこれから順次たどっていきたくと思っております。パーティーの実態というものについては、今御答弁があったような内容とはほど違いということも指摘しておきたいと思っております。

ところで、十月六日の各紙に載っていたもので、すけれども、「経世会・親睦のつどい」開催延期のお知らせ、こういうのが出ております。総理の派閥だと思いが、総理、なぜこれは延期されたのか。延期して、もしこれをそのままにしますと、パーティー券代はただ取りというふうなことになるのじゃないかと思うのですが、その点についてはどういうような状況にありましようか。

○竹下内閣総理大臣 私、経世会の会員の一人でございますが、今いゆる会の役職の場は離れております。その話は聞いておりますが、今おっしゃったようなことも含めていろいろ議論されたんではないかというふうに思っております。

○矢島委員 政治家の資金集めのパーティー券の販売というものについては、大衆国民からの批判も集中しているという状況にあるわけで、この「経世会・親睦のつどい」につきましては、もう券はお売りになったんだろうと思うわけですが、私、ここにパーティー券のコピーを持っておりますが、一枚三万円という金額になっていて、十月十九日に東京プリンスホテルで行う。総理、御存じならばお答えいただきたいんですが、一体何枚ぐらいのパーティー券をどこへ売られたのかという点については御案内でよろしく。

○竹下内閣総理大臣 参画いたしておりますので、承知しております。

○矢島委員 経世会の会長は金丸委員長でございますので、委員長いらつしやればお聞きしたいところでございますが、席を外しておられるので総理に重ねて聞くわけですが、企業にまとめて買ってもらったんではないか。といいますのは、企業へも案内状が出ているわけですね。「御住所」「団体・会社名」と、こういう返信を送るような形で案内状が出ているわけですね。さらにこの中に代金の振り込み用紙もきちんと入っているわけですね。まさに企業にまとめて買ってもらったんじゃないかと思うのですが、そういう報告も受けておりませんか。

○竹下内閣総理大臣 受けておりません。

○矢島委員 総理、総理の派閥がみずからパーティーを率先してやっているから、次々とパーティーによる政治資金集めが行われているわけですが、このことについて、四月十日の毎日新聞ですが、けれども、いわゆる花村リストと言われる自民党への政治献金割り当てリストをつくった経団連の花村前副会長のインタビュー記事が載っているんですが、その中で花村氏はこんなことを言っているらしい。「現職、落選中の、新人が入れ替わり立ち替わり一枚二、三万円で頼みにくる。一枚ぐらいいちいち買いたいというのではないが、会社によつては百枚、三百枚と買われる。九百万円です。しかも一人じゃなく次々来る。会社の方はやり切れません。」まさに会社が大金だと言っている状況なんですね。

こういう状況だからこそ、我が党はこういうパーティーを、政治資金規正法の枠がありますが、その枠をぐぐり抜けようという発想で考え出されたいわゆる企業献金の脱法行為である、まさに政治資金規正法違反だ、こういうことを言っているわけなんです。そうすると、企業や団体からの政治献金は自由になる、野放しになる、青天井になる、こういうようなことが心配されるわけですが、総理の明確な御答弁をいただきたい。

○竹下内閣総理大臣 政治資金規正法そのものについてちょっと基本的な認識が違ふようでございますので、感想がございせん。

○矢島委員 私は、先ほど花村さんのインタビューに答えた文章をお読みしたのですが、こういうことは次々たくさんあるわけなんです。

例えば、これは四月十三日の日経ビジネスですが、「政治資金パーティー花盛り」という特集レポートを組んでいるわけですね。「パーティー券の流れ方は大きく二つに分かれる。大蔵、商工、農林などいわゆる族議員がパーティーを開く場合は、それぞれ所管官庁を通じて全国銀行協会、日本証券業協会などの業界団体へパーティー券が回さ

れ、各業界団体はこれを交通整理して関係企業に振り分ける。こうしたルートによる政治資金額は全銀協で「年間百件前後、金額で三億程度」という。もう一つが個別議員が企業にパーティー券を持ち込むケースだ。」さらに九月七日の、これは毎日新聞ですが、「毎年、数千万円の政治資金を国民政治協会を通じて献金しているある大企業にはパーティーがあるたびに各派の領しゅうや幹部が「最低三百枚程度は買つて欲しい」と頼みこんでくるのが相場となっているという。」

総理、私が質問しているのは、いわゆるパーティー券を買ってもらおうということが、隠れた、いわゆる企業献金というものの変わった別の形になつてきている、つまり企業献金そのものなんだ、それぞれの企業に三百枚、四百枚と割り当てる、こういう中で行われているところに重大な問題があるんだ、このことを指摘しているのですが、いかがでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 およそ政治資金規正法に基づく企業献金、企業献金の悪であるというその考えは別といたしまして、これは我が方は悪という考え方は、我が方ではなく、お互い企業というものの社会的構成要素であつて、これは悪であるなあとすることは全く考えたこともございせん。まず一つはそれでございせん。

それから、パーティーの場合といわゆる寄附金の場合とはおのずから性格が異なるものであるというふうに考えております。

○矢島委員 私は、こういう重大な問題を含んでいるところのパーティー問題、資金集め問題について、これを課税するといふようなことで国民の批判にこたえるものにはなっていないと思つてい

今までいろいろお聞きしてきました。いわゆる政治資金規正法の脱法行為としてやっているのがこの政治家のパーティーであるということ、税を払えばどうぞおやりなさいというのでは、まさにこの脱法行為を公認するものだ。八月三十一日の毎日新聞社説がありますが、政治家のパーティー

が課税になったからといって野放しになるようでは問題だと指摘している。

つまり、政治家や政党への献金というのは、やはり営利企業というものが営利を目的として行うものである、見返りを期待している、あるいは見返りを求めている、これが献金だろうと思うわけですね。ですから、このパーティーを公認することは、政治資金規正法の枠を超えた企業献金の増大を認めることにつながるわけですね。私は、どうしてもこのパーティー名目を含むところの企業、団体からの献金を禁止する以外にない、こういうことを申し上げたいわけですね。

現にリクルート疑惑で、企業がもうけの野望を果たすため、なりふり構わず政界に資金をばらまいている事実が大きく浮かび上がっています。この疑惑の徹底解明、そのための証人喚問こそ今やるべきことだと思つています。

時間になりますので、最後に、過日、十七日の私の質問の中で、我が党の証人要求人数二十三名と申しましたが、二十六名と訂正させていただきます、私の質問を終わって、関連質問の児玉議員にかかりたいと思つています。

○海部委員 長代理 この際、関連質問の申し出がありますので、これを許します。児玉健次君。

○児玉委員 最初に、総理に御質問をいたします。

「ロッキード問題関係連絡協議会の設置について、これは昭和五十一年二月十九日、閣議の口頭了解でございますが、冒頭、「いわゆるロッキード問題に対処するため、次のとおり、ロッキード問題関係連絡協議会を設置することとした」と問題関係連絡協議会を設置することとした」と述べて、協議会には副総理、当時福田赳夫さんでした。法務大臣、外務大臣、宮澤さんでいらつしやいます。大蔵大臣、通商産業大臣、運輸大臣、総理府総務長官、国家公安委員長、防衛庁長官、内閣官房長官及び内閣法制局長官が参加する、そういう形で五十一年の二月十九日に発足をいたしました。そして協議を経て、昭和五十一年十一月十二

日、ロッキード問題関係連絡協議会で「ロッキード事件再発防止のための対策について」というのが取り決められております。「今後における各種事件の再発を防止するため、当面次のような諸方針についてその推進を図ることとする。」その一、四にこういう部分がございせん。例えばという言葉で始まっています。「例えば、「公務員が、その職務執行につき、密接な利害関係を有する者から、通常の社交の程度をこえる財物その他の財産上の利益を受受したときは、私は一部を読んでいますが、「職務に関して賄賂を受受したものと推定する」と、こういうふうに関係連絡協議会が取り決めておられます。

この取り決めについて、今総理はどのように受けとめていらつしやるか、まずお伺いいたします。

○竹下内閣総理大臣 五十一年の二月でございせんから、私も当時台閣に列しておりましたが、たしかメンバーではなかったと思つています。建設大臣でございました。

その件について今定かな記憶を呼び戻すだけの準備はできておりません。

○児玉委員 今その内容についてはお示しをいたしまして、これは総理よく御存じだと思つています。が、衆議院ロッキード問題に関する調査特別委員会、この中から抜き取つてきたものです。そしてその「公務員が、その職務執行につき、云々、現在の段階で総理としてどうお受けとめになつていらつしやるか、そのことをお聞きしたいのです。事実関係のあれこれではございせん。

○竹下内閣総理大臣 事実関係が正確でないままにお答えすることはいささか無責任かとも思つています。が、今お読み上げになつた限りにおいては、当時の申し合わせと申しますか決定事項でござい

ますか、なるほどと思つて聞かしていただきました。○児玉委員 宮澤大蔵大臣に御出席を願っているわけですが、昭和五十四年十一月九日、これは第二次大平内閣が発出した日でございせん。このと

き大蔵大臣をなさっていたのが竹下現総理です。官房長官は伊東正義さんでございます。

内閣から各省庁への通知として、「網紀肅正と行財政の刷新に関する当面の方針について」その冒頭の「網紀肅正」の部分で、「その他公務員等の網紀にかかわる一連の問題については、引き続き事実を徹底的に究明し、不正の事実に関しましては関係者の厳正な処分を行う。」として、そしてその後の方に、(6)でございしますが、「公務員の関係業界等からの接待及び贈答品の受領は、国民の疑惑を招くことのないよう厳に慎む。」こういふふう述べておられます。大蔵大臣として今これをどのようにお受けとめでしょうか。

○宮澤内務大臣 ただいまお読みになりましたのを承っております限りでは、網紀の肅正について強調したものと拝聴をいたしました。

○児玉委員 私はそこで、労働省の元事務次官加藤孝氏が、今のロッキード事件の再発防止の閣議取り決めであれば、その職務執行につき、密接な利害関係を有する者から、未公開株の譲渡により二百万円という、通常の社交の程度を超える財物を收受した、そのことが事実として明らかになつております。この点についてまず質問したいと思います。

労働省は十月十一日午後、加藤氏から直接事情を聴取されたこと承っております。その際、旧リクルートの社員から未公開株の譲渡を持ちかけられて、そのとき加藤さんの手持ちの金額の問題があった。そこで、旧リクルートの社員からファイナンスからの融資をさらに持ちかけられて、そしてそれをお受けになった。国民の常識からすれば、未公開株の譲渡、一般の人は到底その機会にあずかれません。そしてそれだけでなく、融資まであつてつきである。普通でいへば話がうま過ぎますから、待てよということになるのが一般国民の常識だと思ひます。事務次官といへば行政のトップでいらつしやる方です。その方が今の点についてどのように事情聴取で述べられたのか、そのところを労働省から承りたいと思ひます。

います。

○清水(傳)政府委員 御指摘のように、株式の引き受けに際しましてファーストファイナンス社より融資を受けた、このように私どもも聴取いたしておりますが、ただ、同社がリクルート系の会社であつたかどうかを含めましてその内容について十分承知しないまま融資を受けた、こういうふう聞いておられます。その際におきましても、今になってみればうかつであつた、こういう感想を述べておたつたところでございます。

○児玉委員 先ほど申しましたように、普通の国民の常識からいへば、融資先であつてせんされる、自製のブレーキが働くはずですよ。一般公務員のトップの地位にいる、まして事務次官です。そのことについてうかつであつたとか何とかで済ませるものかどうか。この点、労働省は事情聴取の中でどのようにお聞きになりましたでしょうか。

○清水(傳)政府委員 このファーストファイナンスから融資を受けたことについて極めてうかつであつた、こういうふうにも申しておりますし、また、こうした株式の購入自体につきましても本人として極めて慎重な言を述べたところ、全体としてそういう反省の言を述べたところ、ごさいいまして、今先生おっしゃいましたように、理性を欠く云々、そうした形で私も聴取をいたしましたわけではございせん。

○児玉委員 私は、加藤孝氏の職務権限がどのようのものであつたのかということの質疑の中で明らかにしたいと思ひます。

加藤氏が職業安定局長であつたころ、就職情報誌の内容が実際と違ふというトラブルが頻発しておりました。社会問題にもなつていた。ある労働組合は「リクルート一〇番」を設置されて、そこに短期間の間に百五十件の苦情が寄せられました。労働省はこの就職情報誌に関する社会的なトラブルの問題について当時どのような内部的な検討をなさつたのか、この点を私はお聞きしたいと思ひます。

そこで具体的に伺へますが、労働省は部内の事務担当者レベルで職安法一部改正する法律案大綱と題する内部資料を作成された、そうお聞きするのですが、この内部資料を提出していたのだかと思ひますが、いかがでしょうか。

○岡部政府委員 昭和五十年代後半に情報誌をめぐる各種のトラブルが発生したということは御指摘のとおりでございまして、労働省におきましてはこれについての各般の対策を検討したわけでございしますが、その中で現在先生大綱という形で言われましたようなものもあつたことはあつたのでございしますが、しかしながらそれは、その性格というものは試案の中の一つでございまして、規制も自主的な規制にまつといふものから、あるいはまた法的規制を加える、各般の試案が出された中の一つでございまして、で、その大綱なるものは結局のところ目の目を見ずに終わった性格のものでございまして、そのような政策決定途上の一つの試案という形のものでございまして、これは公表するといふふうなものはなからうと私も考えています。

○児玉委員 労働省に重ねて伺ひますが、ただいまの大綱、それが内部的な資料であるということ、よく承知しておりますし、それがどのようなものであるかということについても多少推測がつくわけですが、これは加藤孝氏の職務権限との関連で非常に重要な内容を持つ文書でもありまして、国政調査権の発揮という形でその提出が求められれば当然労働省はお出しになると思ひますが、いかがでしょうか。

○岡部政府委員 当時担当者が起案したといひます。かつ一つの試案でございまして、そのような内部的な検討過程の一つの案でございまして、これは公にするには適当ではないといふふうな考えをわけでございまして、その点は御了解をいただきたいと思います。

ただ、国政調査権ということを生先生言われたわけでございますが、本委員会の場におきましてそれを、資料を提出させる必要があるということ

を国会でお決めることになるのでございしたら、それは労働省としてそれに従ふことは当然であると考えております。

○児玉委員 委員長に御要請いたしますが、ただいまの文書、職安法一部改正する法律案大綱、これの提出について後ほどお取り計りいただきたいと思ひます。

そこで質問を続けます。ただいまの、当時行われていた労働省内部における検討の内容ですが、皆さん方のあれこれの検討の中の有力な一部に、求人情報誌が虚偽の広告を掲載する、そういうことがあつた場合に、事業の報告を求め、立入検査ができる、そして公益を害するおそれがあるときは業務停止をすることができ、罰則の検討を含めて皆さんの検討がなされていたと聞いておりますが、いかがでしょうか。

○岡部政府委員 当時、情報誌をめぐるトラブルについての対策ということでもございまして、職業安定法の見直しというふうなことも議論に上つたことは事実でございまして、この場合、検討に際しまして、募集主に対する規制の見直しとあわせて、就職情報誌に対してもいろいろなやり方があるであろう、法的規制もあるであろうし、また、鋭意自主的な改善努力にまつというやり方もあるであろうと、いろいろな議論が行われたわけでもございまして、

そういう検討過程の中で、先生の今御指摘のよう、例えば報告請求権あるいは立入調査権限ないしはまた業務停止権限というふうなものをいつてはどうであるかというふうなことも検討をされたことはございまして、しかしながら、このような方式そのものの果たして合理性があるかどうかというふうなこともその当時から疑問がございまして、それからまた、新聞広告等ほかの媒体との関係、これも慎重に検討すべき事項として挙げられた次第でございまして、

それからまた一方、そのような各種権限あるいは請求権というふうなものを、許認可権等を創設するということにつきましては、当時、五十八年

三月に臨調答申におきまして、政府において新たな許認可権等を創設するというふうなことは抑制をすべきであるというふうな考え方が出されたというところもあるわけであります。

そしてまた一方、新聞業界におきましては、自主的な規制組織ができて、それが実効を上げておったというふうな、そのような実態もあつたわけでございます。これは非常に参考となる事例であるというところで、自主的規制というふうな形でその面につきましては決着を図りますとともに、それから職業安定法もやはり改正をいたしまして、広告内容の的確表示を義務づけるというふうな改正を行った。

これがそのときの一連の経緯の全貌でございます。

○児玉委員 先ほど私が紹介しました「リクルート」の労働組合は、就職情報誌による虚偽広告に対して当時労働大臣に、昭和五十九年七月のことで、就職情報誌の法的責任について明らかにされたいという申し入れ書を提出をしております。一方、この時期、リクルートを代表とする業界では、昭和五十九年の七月に職業安定法研究会というのを結成されて、そこで法令による規制反対を社会的に表明されております。

そういつた二つの流れが非常に鋭く相克しているその時期に、昭和五十九年四月十七日の衆議院社会労働委員会、加藤元職安局長はこういうふうに答弁なさっている。「今、こういう情報誌に対しては広告掲載基準というものをしっかりと自主的につくって、そしてそれを自分自身で守っていたらどうかという指導をしておるわけでございます」「同様の答弁を五月の八日も同じく衆議院社会労働委員会でも繰り返されております。この点について間違いありません。

○岡部政府委員 この問題につきましての各方面の対応と申しますか、提言あるいは指摘ということとを拾ってみましたけれども、昭和五十六年四月の雇用情報研究会の報告、それから先生の今お挙げになりました五十九年の七月の労働組合からの

申し入れ、それから社会労働委員会における質疑が四月から五月までにごさいました。それから、五十九年の五月から七月にかけて国会の附帯決議の中におきまして、求人情報誌をめぐるトラブルにつきましてもコントロールということについて提言、指摘があつたところでございます。

○児玉委員 この問題と前後するのですが、雇用情報センターの設立ということで、労働省は日本リクルートセンターなどと協力していろいろと御努力をなさつておりました。

この点で、私は「新聞協会報」をここに持つてまいたのですが、「新聞協会報」昭和五十八年七月十九日付の報道によりますと、労働省からこの点で新聞協会の広告委員会政策小委員会に赴かれて、内容についての説明をなさつた。「就職希望者の職業選択の指針となる情報、企業における採用、配置、退職管理など雇用管理改善のための情報の提供を目的とし、これについては、基本財産五千万円は日本リクルートセンターを初めその他の業界誌が出すというところで御説明をなさつた。新聞協会の方からは、「事実上特定企業への優遇措置になつてゐる」「身体障害者など求職困難者に限らず、一般的な求人求職情報に拡大するおそれがある」。何しろ、この構想によれば、月一回程度、東京、神奈川、千葉、埼玉の企業等に約一萬部、無料で資料を配布する予定でした。

そして、同じく「新聞協会報」の八月九日号によれば、次の回、労働省から野見山眞之大臣官房審議官が新聞協会との話し合いに出席なさつて、リクルートセンターなどと協力して進めていた同センターの設立については構想を棚上げにする。後に、加藤職安局長は新聞協会との確認書に署名をなさつておられます。この段階でのリクルートと加藤当時の局長とのつながりについては私は注意を喚起しておきたい、こう思います。

そして、リクルートなど就職情報誌業界は、昭和五十九年の七月に求人広告研究会を発足させました。今岡部局長がおっしゃつたことです。同年十二月にこれは全国求人情報誌協会になり、六十年

の二月に労働省はこれを認可された、山口労働大臣。同協会に対して労働省のOBが派遣されておる、そして補助金も出されておると承ります。ここに赴いている労働省OBのお名前、協会のポスト、そして労働省から支出されている補助金の額をお答えいただきたいと思ひます。

○岡部政府委員 先生御指摘の雇用情報センター、財団法人でございますが、これは職業選択についての情報の提供、あるいはまた求人、求職動向についての情報の提供、あるいは人事、労働管理の情報提供というふうなことで、極めて公益的な業務を行う目的をもつて設立をされたところでございます。

これにつきましては、先生いかにもリクルートがこれをつくつてゐるのではないかというふうな角度からの御指摘、御質問のように伺つたのでございますが、この情報センターというものの、例えば理事長は、これはリクルートではございません、別な会社が理事長をいたしておるわけでございます。これについての出資の關係につきましても、別にリクルートがトップであるというわけでもございません。その辺の誤解をひとつないようをお願いを申し上げたいと思ひます。

なお、この情報誌協会、公益的なことをやっておりますが、これにつきましては労働省からの出向でございますが、海上氏が現在この常務理事兼事務局長として出向をいたしておるところでございます。それから、この協会に對しまして、労働省からは本年度より八百八萬円の委託費を出しておる、そして各般の事業を遂行してもらつておる、こういう内容でございます。

○児玉委員 今のお話なんですが、この財団法人雇用情報センター、リクルート関連から役員二名が派遣されておいて、そして設立時の出資金は、私の承知しておるところでは一億七千萬円、そのうちリクルートは四千万円を出しております。これはもう一つの業界と並んでトップです。そのことは明確に言っておきましょ。そして労働省は、この雇用情報センターに對して委託費一億八千万

円を支出をしております。

私は次の質問に移ります。この時期のさまざまな労働行政の展開がございまして、大きかったのは、いわゆる労働者派遣法が第百二国会で審議され、昭和六十一年の六月に成立したこと。その際、職業安定法の改正が行われました。職業安定法の中の第三十五条と第四十二条がどのようになつたのか、簡潔に述べていただきたいと思ひます、時間の關係がありますから。

○岡部政府委員 三十五條は募集についての規定でございます。これにつきましては、文書募集と直接募集があるわけでございますが、文書募集につきましては、これを通報制を廃止したところでございます。そして、直接募集につきましては、これを許可制を届け出制に変更した、これがあらましでございます。

○児玉委員 第三十五條、それまでの職業安定法にはただし書きがございまして、「但し、通常通勤することができる地域以外の地域から、労働者を募集しようとする場合においては、募集を行う者は、募集の内容を、公共職業安定所長に通報しなければならぬ」「義務規定になつておりました。これが昭和六十一年六月の改正によつて物の見事に全部削除され、そしてその結果、リクルートなど求人情報誌に広告を掲載する事業主は、これまでよりはるかに気軽に就職に関する広告を掲載することが可能になりました。

それから四十二條です。これも今お話がありました、虚偽の広告に對して、法的な規制を含めて労働省内部では検討もなさつていた。ところが、四十二條は結果としてどうなつたかといえ、平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならぬ。努力規定にされてしまつた。これがリクルート等の利益にかなうものであることは余りに明白だと思ひますが、いかがですか。

○岡部政府委員 先生今お尋ねのただし書き等の問題でございますが、これは社会経済の情勢の変化に對応いたしまして、労働力の需給調整機能

というものを効果的に發揮されるようにという、この検討の一環であつたわけでございます。

すなわち、昭和二十二年に法制定されたわけでございますが、その当時と異なりまして、通信あるいは交通の手段が著しく發展したわけでございます。

通動圏外といえども、求職者が事業主に就いての情報を入手することは容易になつたわけでございます。例えば電話一本かければわかるというふうな、そういう世の中の移り変わりがあつたわけでございます。それから、通動圏外からの募集に関する従来の規制と申しますものは、やはり迅速な需要と供給の結合を阻害する要因になつておつたということは、識者から指摘をされていたところでございます。したがって、五十九年十一月の中央職業安定審議会労働者派遣事業等小委員会における検討及び報告に基づきまして、そのような改正を行つた。

つまり、一言で申しますと、社会経済情勢の変化に対応した改正であつたということでございます。

○児玉委員 ただいまのお答えは、当時労働省が法案の提出に当たつてなされた説明の単純な繰返しです。どのように述べられようと、それが広告就職情報誌の大手であるリクルートを大いに励まし、かつその活動を容易にしたということは、これははっきりしております。

そしてもう一つ、昭和六十一年の六月に成立した労働者派遣法、この労働者派遣法によつて、リクルートは人材派遣事業を独立させてシーズスタッフという企業をつくり、大手を振つて人材あつせん業に乗り出すことになった、この点についてはいかがですか。

○岡部政府委員 この労働者派遣事業法の制定というものは、これこそ時代の趨勢に合致するところの立法であつたということが言えると思うのでございます。これは諸外国の法制例にもかんがみまして、そのような派遣という形における労働者の人材の有効活用ということが求められる、そういう時代になつたわけでございます。この点、

各般の研究があるいは調査会、またその根っこに行政管理局の行政監察結果というものを踏まえまして、これは関係者の合意を得ながら進めた立法でございます。

リクルートにおきまして、それはリクルート人材センターその他幾つかの許可を得て開設をしていて、このところもございまして、これは数百の人材派遣事業のごく一部であるということも御承知おきをいたしたいと思つたのでございます。

○児玉委員 昭和五十九年から昭和六十一年にかけて、先ほどの質疑の中でも事実が明らかになつてきています。労働省内部において、この求人情報誌に伴うさまざまな社会的なあつてき、困難、障害、それをどのように解決をしていくのか、法的な規制を強化することによつてそれを行つて、それと自主的な規制を業界に行かせてそれによつてなされる、その相克関係の中で、先ほど申しました昭和五十九年四月十七日、五月八日の社会労働委員会の質疑、そして加藤さんの答弁、このあたりで非常にドラチックな労働省の政策の転換が行われる。その衝に当たつていた人たちが承るところによれば、これはトップダウンの方式で持つてこられた。

そこで、私は労働省にお尋ねをしたいのですが、職業安定法の第六條「職業安定主管局長は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に関する事項について」云々と、ずっと今お尋ねした幾つかの項目について触れながら、「その他この法律の施行に關し必要な事務をつかさどり、所属の職員を指揮監督する。」こういうふうに書かれております。そのとおりですね。

○岡部政府委員 労働省設置法及び関係省令では、そのように明らかに規定されております。

○児玉委員 労働省もそのようにおっしゃっています。もう事柄は非常に明白です。労働省の事務次官といえ、これは国家行政組織法第十七條の二、そこで明記されているとおり、労働省が所轄する許可事務は、行政指導その他の事務一般に對し包括的な指揮監督をする職制を持つております。

私は、おいでいたでいる法務省にお尋ねをいたします。このような職務権限を有する事務次官、その前のお仕事は労働局長、そしてその前が先ほどから述べております職業安定局長、そういう方が、その所管事項にかかわる企業で、労働行政に關連して多大の利益を受ける企業から、値上がり確定な非公開の株の譲渡を受け、大きな利得を得る、これは明らかに取賄罪に当たる疑いがあります。請託取賄の疑いさへあります。検査がこれに對してどのように対応されているのか、お答えいただけますか。

○根柢政府委員 ただいま具体的な問題についての犯罪の成否について申し上げる立場でございせんが、從來から申し上げておりますように、およそ国会の御議論の中で犯罪の疑いがあると指摘された問題につきましては、検査といたしまして、御指摘は御指摘ということで受けとめまして、厳正公平な立場で事実関係を調査しまして、その上で適正に對処しているものと考えております。本件につきましても、私の記憶に誤りなければ、坂井委員が御指摘になつた点でございまして、したがって、今申し上げたような姿勢で検査は對処しているものと理解しております。

○児玉委員 総理にお尋ねをしたいと思います。十月十一日、この事実が明らかになつたとき、報道によれば総理は、それはリクルートコスモスの株だ、そして個人の問題であつて報告を求めるつもりはない、今からも求めるつもりはない、こういう趣旨の発言をなさつたと私は新聞を通して承知しておりますが、そのとおりでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 私が廊下を歩いておりましたときにいろいろな断片的な取材を受けることがございます。正式な記者会見というものは、私には特別の場合を除いてないわけでございます。そのときに質問がございましたので、まあ若干勉強しながら、いわゆるコスモス社というものとリクルート社というものは違ふというふうなことは勉強された方がよろうというふうな趣旨で言つたような気がしております。

○児玉委員 リクルートの疑惑が、総理御自身を含めまして現在政界、官界、財界を巻き込んでいよいよ重大な規模に伸びてきております。非常に残念なことです。日本の政治のあり方そのものが厳しく問われているように思ひます。

総理は、ただいまの時点でこのリクルート疑惑をどのように受けとめられているのか、改めて御所信を伺います。

○竹下内閣総理大臣 いつも申し上げるようなこととでございますが、私は本委員会の問答を聞きながら、おおよそ四つに整理しております。一つは証券取引上の問題であります。一つは税務上の問題であります。いま一つは既に事件になつております刑法上の問題であります。いま一つは私を含むいわゆる道義責任の問題についてであります。この四つについて、なかなか、みずからの立場からすればこの道義責任というものを對して、絶えず倫理綱領等を反復しながら對処していかんやならぬという自戒の念を込めてお話ししておるところでございます。

○児玉委員 ただいまの総理の御答弁はこれまで随分繰り返し承りまして、一部の文言については私ももう暗唱しているぐらいです。そのことを繰り返していただければ、国民の政治に対する不信がなくなりません。先ほども申したように、日本の政治のあり方が今問われている、そのとき、このことについて総理として一歩踏み出して、このリクルート疑惑の全面的な解明について必要な措置をとられる、これが今国民のすべての声ですが、その点、総理はどのようにお考えですか。

○竹下内閣総理大臣 私の答えを暗唱していただいております。こゝで各委員の皆さん方からのそうした御質問に對しましては、やはり私はお答えいたしたとおりを反復すべきものであると考えております。

○児玉委員 この後も、この問題については全面

的に事態の真相と責任を明らかにしていくということについて述べまして、私の質問を終わります。

○海部委員長代理 これにて矢島恒夫君、児玉健次君の質疑は終了いたしました。

次回は、明二十七日木曜日午前九時三十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後四時四十六分散會

税制問題等に関する調査特別委員会議録第八号
中正誤

ペジ	段行	誤	正
三	三	これ	
五	四	名前は	名前は
二	二	樽崎	樽崎
七	二	檢察庁	警察庁

同	第九号中正誤		
ペジ	段行	誤	正
五	三	対して	体して
三	三	同僚諸君	同僚諸君
一	一	増産割合	増産割合
七	二	原資蓄積	原始蓄積
三	一	末九	何か
元	三	五十三年度	五十三年度
元	四	確かに	確かに我々は
三	一	末三	一七・八%

同	第十二号中正誤		
ペジ	段行	誤	正
四	二	でけれども	ですけれども
三	三	あるいむ	あるいは

同	第十三号中正誤		
ペジ	段行	誤	正
六	三	直間比率	直間比率
六	三	生先	先生
三	三	等が	等も
三	三	そうな	そんな